

第2次
新潟県犯罪被害者等支援推進計画
(案)



犯罪被害者等支援シンボルマーク
「ギユットちゃん」

令和8年 月



新潟県

目 次

第1章 推進計画の基本的事項

| | | |
|---|------------|---|
| 1 | 計画改定の経緯・趣旨 | 1 |
| 2 | 計画の位置付け | 3 |
| 3 | 基本方針 | 3 |
| 4 | 計画の期間 | 3 |
| 5 | 意見の反映 | 3 |
| 6 | 実施状況の公表 | 3 |

第2章 犯罪被害者等の現状

| | | |
|---|-----------------|----|
| 1 | 県内における犯罪等の状況 | 4 |
| 2 | 犯罪被害等に関する相談等の状況 | 8 |
| 3 | 犯罪被害者等が置かれている状況 | 10 |

第3章 施策推進の考え方

| | | |
|---|------|----|
| 1 | 施策体系 | 13 |
| 2 | 推進体制 | 14 |
| 3 | 成果指標 | 16 |

第4章 具体的な施策内容

施策の柱Ⅰ 相談・支援等のための体制整備への取組

| | | |
|--------|----------------------|----|
| 基本的施策1 | 相談及び情報の提供等（第13条関係） | 17 |
| 基本的施策2 | 人材の育成（第21条関係） | 22 |
| 基本的施策3 | 民間支援団体に対する支援（第22条関係） | 25 |

施策の柱Ⅱ 損害回復・経済的支援等への取組

| | | |
|--------|---------------------|----|
| 基本的施策4 | 日常生活の支援及び配慮（第15条関係） | 27 |
| 基本的施策5 | 居住の安定（第17条関係） | 29 |
| 基本的施策6 | 雇用の安定（第18条関係） | 31 |
| 基本的施策7 | 経済的負担の軽減（第19条関係） | 32 |

施策の柱Ⅲ 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

| | | |
|--------|-----------------------|----|
| 基本的施策8 | 心身に受けた影響からの回復（第14条関係） | 36 |
| 基本的施策9 | 安全の確保（第16条関係） | 39 |

施策の柱Ⅳ 理解増進・気運醸成への取組

| | | |
|---------|---------------------|----|
| 基本的施策10 | 県民等の理解の増進（第20条関係） | 42 |
| 基本的施策11 | 被害者支援を考える月間（第23条関係） | 44 |
| 基本的施策12 | 表彰（第24条関係） | 45 |

第1章 推進計画の基本的事項

1 計画改定の経緯・趣旨

(1) はじめに

犯罪のない安全で安心な社会の実現は、県民全ての願いです。しかし、依然として様々な犯罪等¹⁾が後を絶たず、誰もが突如として犯罪に巻き込まれ、犯罪被害者及びその家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」という。）になる可能性があります。

犯罪被害者等は、生命を奪われる、家族を失う、傷害を負わされる、財産を奪われるといった直接的な被害による苦しみだけでなく、その後の心身の不調や経済的な問題、周囲の偏見や配慮に欠ける言動、インターネット上の誹謗中傷などによる二次的被害²⁾、さらには、同じ加害者から犯罪等の被害を受ける再被害への不安や恐怖など、様々な問題に苦しめられています。

このような状況にある犯罪被害者等が、一日も早く被害から回復し、再び平穏な日常生活を取り戻すためには、犯罪被害者等一人一人に寄り添ったきめ細かな支援を、途切れることなく提供することが必要であり、様々な関係機関・団体が連携し、取組の一層の強化を図っていくこと、また犯罪被害者等に対する県民の理解と関心を深め、地域社会全体で支えていくことが重要です。

(2) 国の動き

平成16年に犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的に、「犯罪被害者等基本法」（平成16年法律第161号。以下「基本法」という。）が制定されました。基本法では、犯罪被害者等に対する支援（以下「犯罪被害者等支援」という。）に関し、国、地方公共団体及び国民の責務が明記されました。

さらに平成17年には、犯罪被害者等の権利利益の保護がより一層図られる社会をめざして、「犯罪被害者等基本計画」が策定され、犯罪被害者等支援の拡充が図られてきました。令和8年度からは「第5次犯罪被害者等基本計画」により、施策が推進されます。

1) 犯罪等：

犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう（基本法第2条第1項）。「犯罪」とは、個人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす行為など、刑法その他の刑罰法規の規定により刑罰を科せられる行為をいう。「これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為」とは、刑罰を科せられる行為ではないが、これに類似する行為であって、行為の相手方の心身に有害な影響を及ぼす性質を有する行為をいう。

2) 二次的被害：

犯罪等による直接的な被害を受けた後に、他者の無理解や配慮に欠ける言動、他者による偏見、差別、プライバシーの侵害、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関等による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、心身の不調、経済的な損失等の被害をいう。

(3) 本県の動き

県では、平成17年7月に犯罪防止を目的に制定した「新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」の中で「犯罪被害者等に対する支援」を規定し、この条例に基づき策定した「新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進計画」において、犯罪被害者等に対する支援に関する施策を定め推進してきました。

また、平成23年3月には、新潟県公安委員会において、公益社団法人にいがた被害者支援センターを「犯罪被害者等早期援助団体³⁾」に指定し、さらに、平成28年12月には、性暴力・性犯罪被害者をワンストップで支援する「性暴力被害者支援センターにいがた」を開設するなど、本県における犯罪被害者等支援施策の充実に努めてきました。

こうした中、犯罪被害者等支援に関する県民理解の一層の推進を図り、総合的・計画的な支援施策を推進するため、犯罪被害者等支援における基本理念や県・県民・事業者・民間支援団体⁴⁾の責務、基本的施策等を定めた、「新潟県犯罪被害者等支援条例」(令和2年12月25日新潟県条例第48号。以下「条例」という。)を制定し、令和3年4月に施行しました。

令和3年7月には、条例に基づき「新潟県犯罪被害者等支援推進計画」を策定し、これまで

- ・「犯罪被害者等支援総合的対応窓口」における必要な支援や情報の提供、関係機関への橋渡し
- ・「公益社団法人にいがた被害者支援センター」及び「性暴力被害者支援センターにいがた」における相談及び支援
- ・犯罪被害者等支援見舞金支給事業の実施
- ・カウンセリング費用や弁護士相談費用の助成
- ・被害者支援フォーラム、パネル展等による広報啓発活動
- ・寄附金付き自動販売機、ホンデリング⁵⁾等による民間支援団体の財政基盤の確立などに、警察、市町村、その他関係機関・団体と連携し、取り組んできました。このたび、計画策定から5年が経過し、犯罪被害者等支援を取り巻く環境の変化や新たな課題への対応を踏まえ、見直しを行いました。

3) 犯罪被害者等早期援助団体：

各都道府県において、犯罪被害等の早期軽減や犯罪被害者等の生活の再構築を目的として設立された営利を目的としない法人で、犯罪被害者等支援を適正かつ確実に行うことができると認めるものを、公安委員会が「犯罪被害者等早期援助団体」として指定しており、本県では「公益社団法人にいがた被害者支援センター」が指定を受けている。

4) 民間支援団体：

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第23条第1項に規定する犯罪被害者等早期援助団体等の犯罪被害者等支援を行う民間の団体をいう。

5) ホンデリング：

寄贈した書籍等の売却代金が、民間支援団体に寄附され、犯罪被害者等の支援活動に役立てられるプロジェクト。

2 計画の位置付け

この計画は、基本法第5条（地方公共団体の責務）を踏まえた条例第9条の規定に基づき、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進するため、本県における犯罪被害者等支援に関する基本的な考え方や取り組むべき具体的施策内容等について定めるものです。

なお、この計画は、関連する他の計画（「新潟県総合計画」、「新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進計画」等）との整合性を図った上で策定します。

また、本計画における基本目標は、平成27年9月の国連サミットで採択された持続可能な開発目標（SDGs）の推進にも寄与します。

【SDGsの17の目標のうち、計画と関連の強いもの】



3 基本方針

条例第3条の基本理念に基づき、犯罪被害者等を社会全体で支え、県民誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に向け、次の3つの「基本方針」により計画を推進します。

① 犯罪被害者等の個人としての尊厳の尊重

犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有していること。

② 犯罪被害者等の事情に応じた適切な支援

犯罪被害者等が受けた被害の状況や原因、犯罪被害者等が置かれている状況などの事情に応じ、支援が適切に行われること。

犯罪被害者等に係る個人情報の取扱いに留意し、二次的被害が生ずることのないよう、十分に配慮して支援が行われること。

③ 必要な支援の途切れることのない提供

犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されること。

4 計画の期間

計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とし、計画期間内であっても、犯罪被害者等のニーズや取り巻く環境等の変化、施策の進捗状況を踏まえて、必要に応じて見直しを行うこととします。

5 意見の反映

計画の策定及び変更の際は、関係機関・団体等から犯罪被害者等の声を含め意見をいただくとともに、パブリックコメントを行い、広く県民に意見を求め、提出された意見及びその反映状況等を公表します。

6 実施状況の公表

毎年度、本計画に基づき実施した施策の取組状況を取りまとめ、進捗状況の点検及び必要に応じた取組の見直し等を行い、定期的に新潟県ホームページにおいて公表します。

第2章 犯罪被害者等の現状

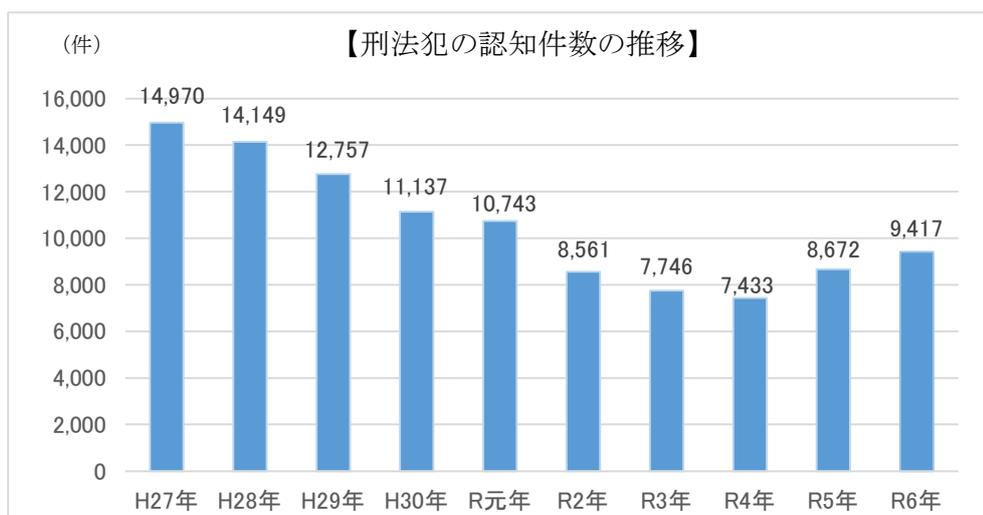
1 県内における犯罪等の状況

(1) 刑法犯

ア 刑法犯の認知件数

刑法犯の認知件数は、戦後最多を記録した平成14年の35,947件をピークに令和4年まで20年連続で減少していましたが、令和5年から増加に転じています。

また、刑法犯認知件数全体の約7割は、窃盗犯が占めています。



【包括罪種⁶⁾別の内訳】

(件)

| | H27年 | H28年 | H29年 | H30年 | R元年 | R2年 | R3年 | R4年 | R5年 | R6年 |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 凶悪犯 | 64 | 58 | 57 | 75 | 76 | 60 | 42 | 42 | 62 | 77 |
| 粗暴犯 | 1,126 | 1,025 | 985 | 950 | 903 | 788 | 732 | 672 | 816 | 846 |
| 窃盗犯 | 10,400 | 9,906 | 8,794 | 7,625 | 7,344 | 5,601 | 5,136 | 4,800 | 5,779 | 6,252 |
| 知能犯 | 692 | 673 | 639 | 560 | 475 | 540 | 460 | 623 | 662 | 787 |
| 風俗犯 | 144 | 147 | 107 | 97 | 133 | 92 | 82 | 92 | 132 | 285 |
| その他 | 2,544 | 2,340 | 2,175 | 1,830 | 1,812 | 1,480 | 1,294 | 1,204 | 1,221 | 1,170 |
| 合計 | 14,970 | 14,149 | 12,757 | 11,137 | 10,743 | 8,561 | 7,746 | 7,433 | 8,672 | 9,417 |

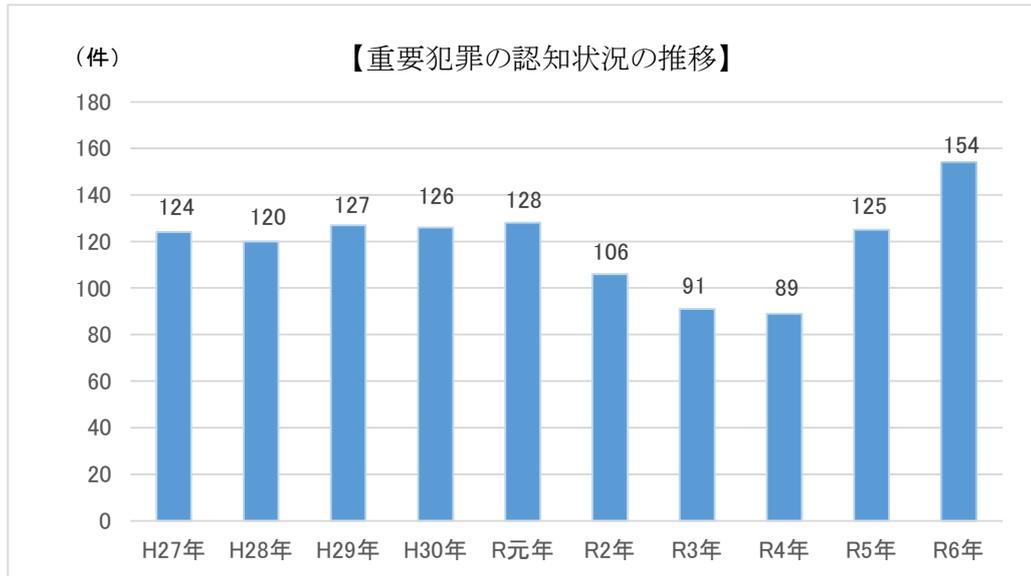
(資料:新潟県警察統計資料に基づき作成)

6) 包括罪種：刑法犯のうち、被害法益、犯罪態様等の観点から類似性の強い罪種を包括した分類名称
 凶悪犯：殺人、強盗、放火、不同意性交等
 粗暴犯：暴行、傷害、脅迫、恐喝等
 窃盗犯：万引き、自転車盗、侵入盗等
 知能犯：詐欺、横領等
 風俗犯：不同意わいせつ、公然わいせつ、賭博等
 その他：器物損壊、占有離脱物横領等

イ 刑法犯のうち重要犯罪⁷⁾の認知件数

重要犯罪の認知件数は、刑法犯の認知件数の減少に伴い、令和3年、令和4年と100件を下回りましたが、令和5年から増加に転じています。

また、不同意性交等及び不同意わいせつの認知件数は、令和5年の法改正⁸⁾により、大きく増加しています。



(資料/新潟県警察統計資料に基づき作成)

【重要犯罪の認知件数の内訳】

| | H27年 | H28年 | H29年 | H30年 | R元年 | R2年 | R3年 | R4年 | R5年 | R6年 |
|-----------|------|------|------|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 殺人 | 14 | 10 | 11 | 17 | 15 | 14 | 7 | 6 | 10 | 11 |
| 強盗 | 18 | 14 | 15 | 17 | 11 | 11 | 10 | 5 | 8 | 8 |
| 不同意性交等 | 10 | 14 | 13 | 20 | 17 | 21 | 17 | 13 | 30 | 49 |
| 不同意わいせつ | 58 | 60 | 67 | 48 | 49 | 40 | 43 | 43 | 58 | 70 |
| 放火 | 22 | 20 | 18 | 21 | 33 | 14 | 8 | 18 | 14 | 9 |
| 略取誘拐・人身売買 | 2 | 2 | 3 | 3 | 3 | 6 | 6 | 4 | 5 | 7 |
| 合計 | 124 | 120 | 127 | 126 | 128 | 106 | 91 | 89 | 125 | 154 |

(資料/新潟県警察統計資料に基づき作成)

7) 重要犯罪：

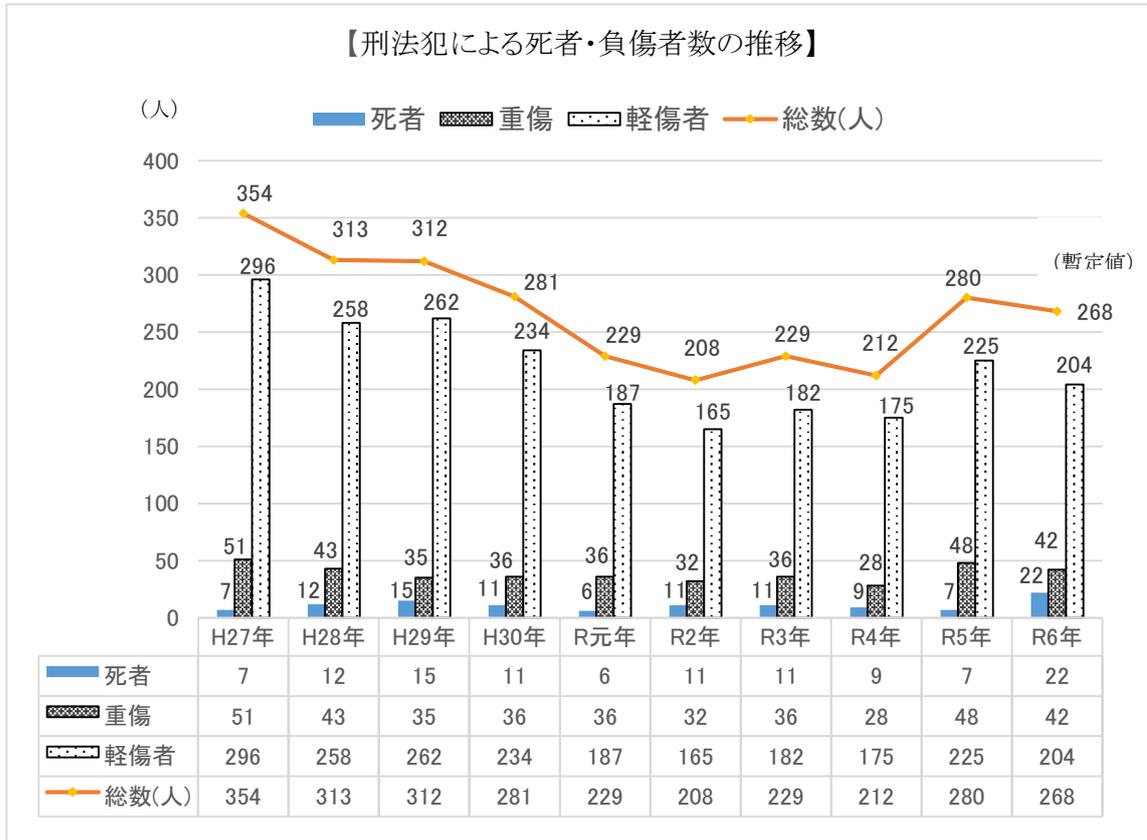
殺人、強盗、不同意性交等、不同意わいせつ、放火、略取誘拐・人身売買

8) 法改正：

刑法の一部改正（令和5年7月13日施行）により、「強制性交等罪」は「不同意性交等罪」に、「強制わいせつ罪」は「不同意わいせつ罪」に罪名が変わり、暴行や脅迫以外の事例も処罰対象となる等、内容が改正された。

ウ 刑法犯による死者・負傷者数

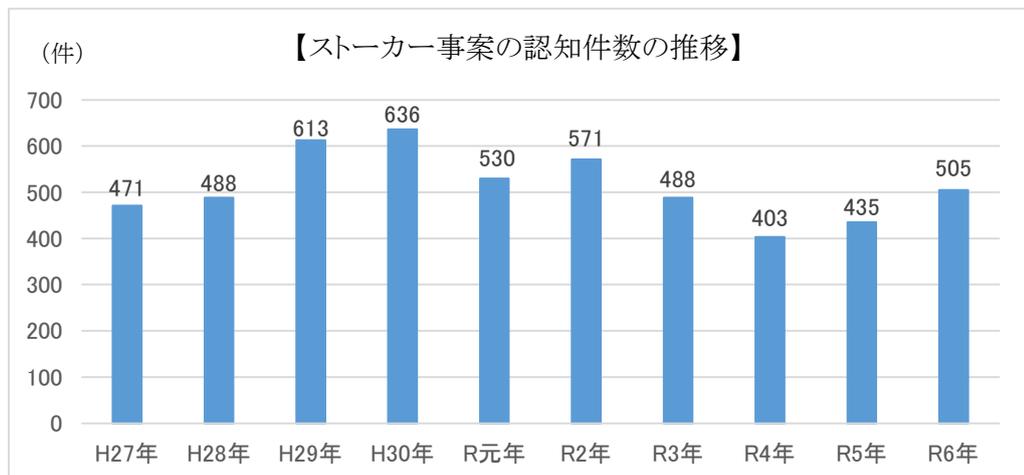
刑法犯による死者・負傷者の総数は令和2年まで減少していましたが、近年増加傾向にあります。犯罪被害により亡くなった方は、年間10人前後で推移していましたが、令和6年は22人と大きく増加しています。



(資料:新潟県警察統計資料に基づき作成)

(2) ストーカー事案の認知件数 (ストーカー事案の被害者から相談等を受理した件数)

ストーカー事案の認知件数は、平成30年をピークに減少傾向にありましたが、令和5年から増加に転じています。

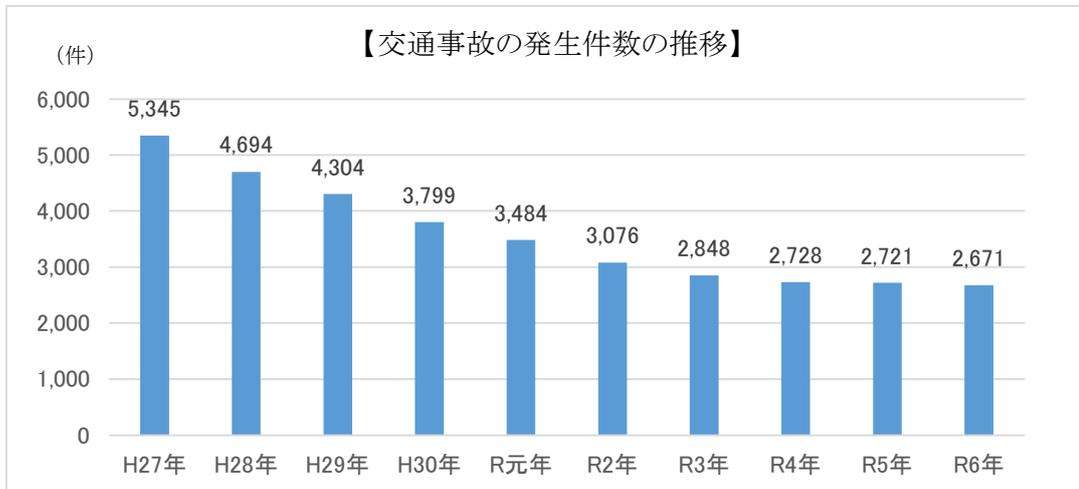


(資料:新潟県警察統計資料に基づき作成)

(3) 交通事故

ア 交通事故の発生件数

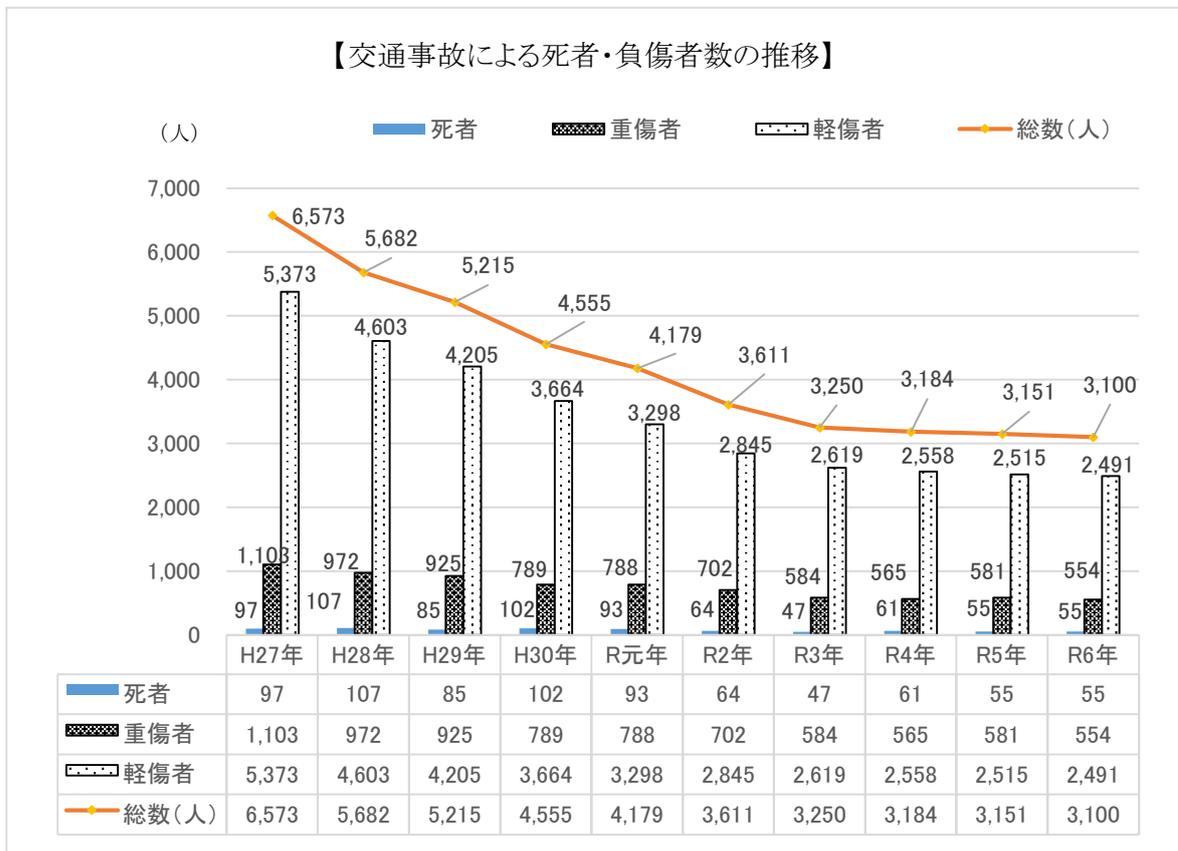
交通事故の発生件数は、平成18年以降19年連続で減少しています。



(資料:新潟県警察統計資料に基づき作成)

イ 交通事故による死者・負傷者数

交通事故による負傷者数は年々減少しています。死者数については、令和3年まで減少傾向で推移していましたが、令和4年に増加に転じ、令和6年は55人と前年同数となっています。



(資料:新潟県警察統計資料に基づき作成)

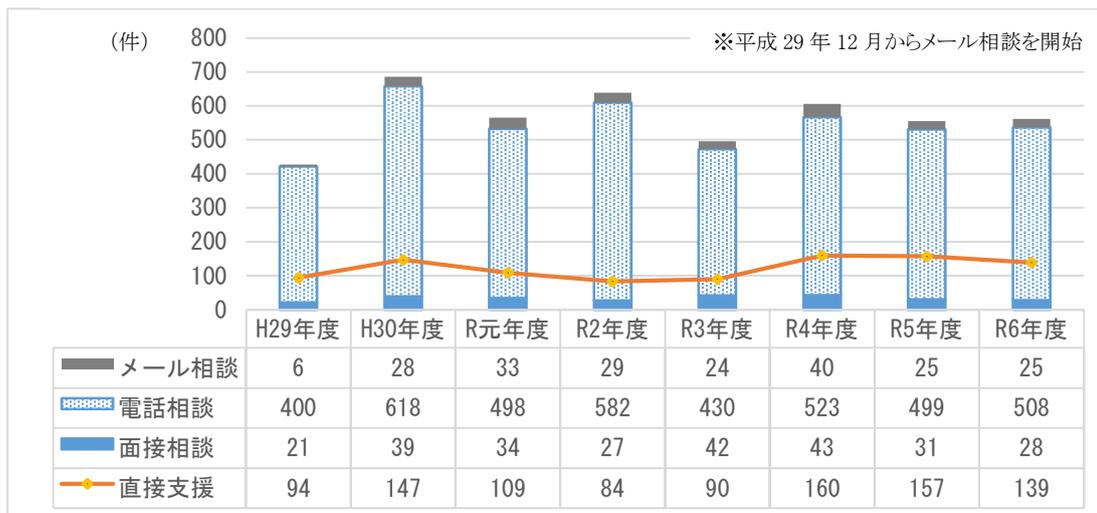
2 犯罪被害等に関する相談等の状況

(1) 公益社団法人にいがた被害者支援センターにおける相談及び直接支援件数

(公社)にいがた被害者支援センターでは、犯罪等により被害を受けた被害者やその家族及び遺族からの電話や面接相談のほか、警察、検察による聴取や裁判、弁護士事務所への付き添いなどの直接支援を行っています。

相談件数は平成30年をピークに増減を繰り返しています。直接支援件数は、令和4年に160件に達し、令和6年度は139件とやや減少しています。

【(公社)にいがた被害者支援センターの相談件数及び直接支援件数の推移】

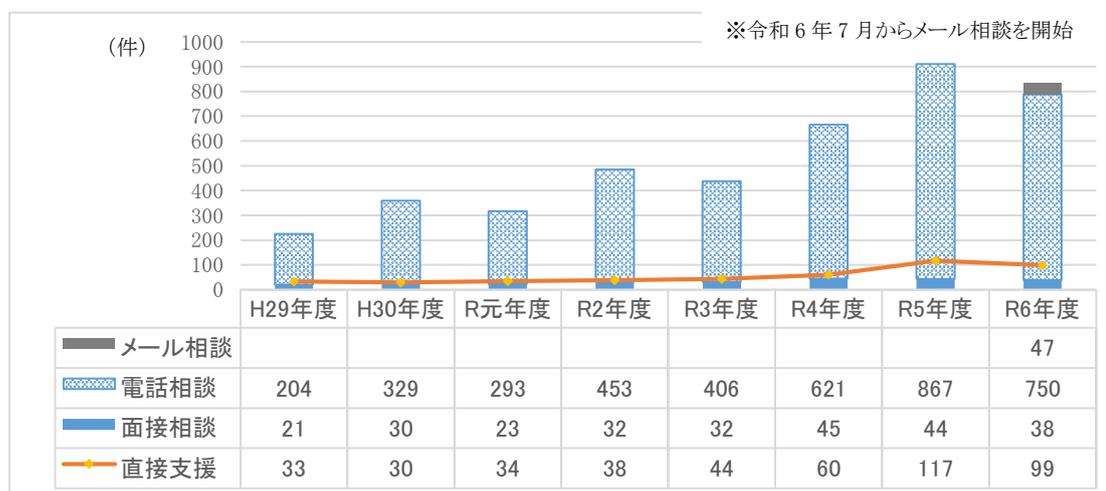


(2) 性暴力被害者支援センターにいがたにおける相談及び直接支援件数

性暴力被害者支援センターにいがたでは、性暴力・性犯罪被害者からの電話や面接相談のほか、病院、警察、弁護士等への付き添いなどの直接支援を行っています。

相談件数及び直接支援件数は、平成28年12月の開設以来、年ごとに増減はあるものの増加傾向にあります。とりわけ、病院への付き添いなどを行う直接支援は、平成29年度と比べると、令和6年度は3倍の99件となっています。

【性暴力被害者支援センターの相談件数及び直接支援件数の推移】



(3) 公益社団法人にいがた被害者支援センター及び性暴力被害者支援センター にいがたにおける相談及び支援内容

(公社)にいがた被害者支援センター及び性暴力被害者支援センターにいがたにおける相談及び支援内容は、性暴力被害者支援センターにいがたの開設以来、性被害の相談・支援が最も多く、続いて交通事故、殺人・殺人未遂が多い傾向にあります。

【電話・面接相談及び直接支援の内訳】

① 電話相談 (件数)

| 区分 | H29年度 | H30年度 | R元年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|---------|-------|-------|------|-------|------|-------|-------|-------|
| 殺人・殺人未遂 | 5 | 157 | 46 | 45 | 12 | 31 | 39 | 102 |
| 暴行・傷害 | 19 | 102 | 59 | 48 | 36 | 74 | 70 | 73 |
| 窃盗・強盗 | 4 | 7 | 5 | 11 | 17 | 4 | 2 | 2 |
| 性被害 | 271 | 368 | 391 | 549 | 461 | 694 | 912 | 756 |
| 交通事故 | 175 | 196 | 132 | 136 | 135 | 176 | 162 | 134 |
| ストーカー | 3 | 7 | 3 | 6 | 14 | 33 | 33 | 5 |
| DV | 7 | 5 | 27 | 33 | 25 | 14 | 23 | 8 |
| 虐待 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 4 |
| いじめ | 3 | 1 | 1 | 0 | 2 | 0 | 0 | 2 |
| 振込め詐欺 | 0 | 2 | 0 | 0 | 1 | 2 | 2 | 1 |
| その他詐欺 | 6 | 4 | 5 | 2 | 8 | 5 | 12 | 5 |
| 近隣トラブル | 7 | 3 | 4 | 6 | 3 | 0 | 5 | 5 |
| 金銭トラブル | 2 | 2 | 6 | 1 | 4 | 3 | 0 | 0 |
| 多重債務 | 0 | 0 | 1 | 0 | | 0 | 0 | 0 |
| 問合せ等 | 13 | 14 | 23 | 14 | 16 | 22 | 18 | 12 |
| その他 | 89 | 79 | 88 | 183 | 102 | 86 | 88 | 149 |
| 合計 | 604 | 947 | 791 | 1,035 | 836 | 1,144 | 1,366 | 1,258 |

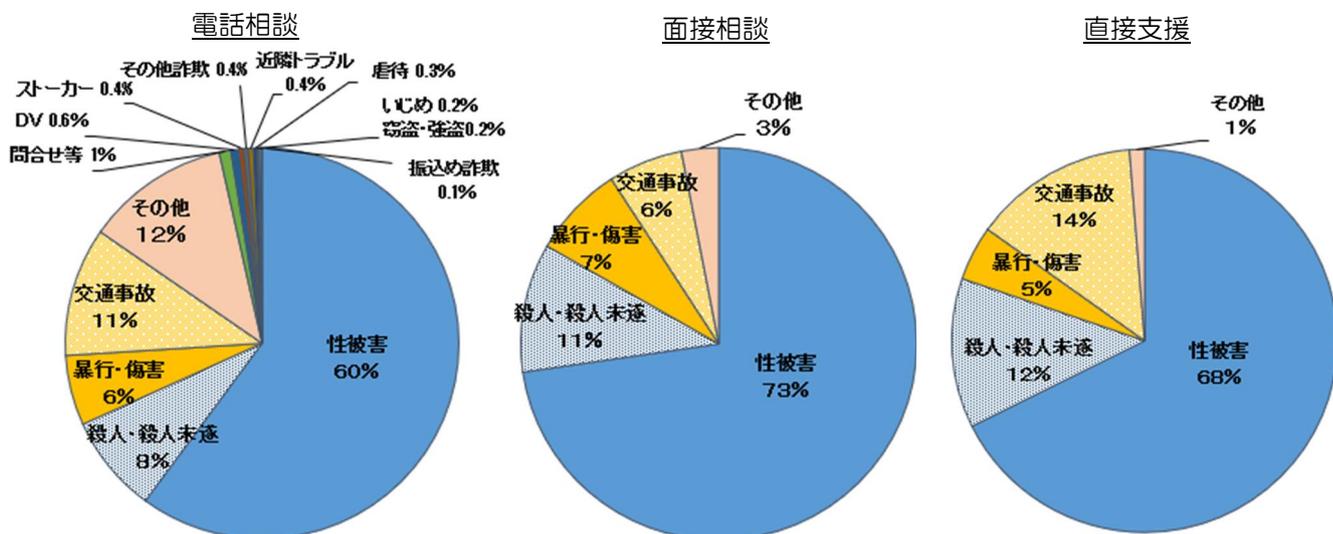
② 面接相談 (件数)

| 区分 | H29年度 | H30年度 | R元年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|---------|-------|-------|------|------|------|------|------|------|
| 殺人・殺人未遂 | 1 | 7 | 6 | 3 | 7 | 14 | 13 | 7 |
| 暴行・傷害 | 2 | 5 | 6 | 5 | 2 | 7 | 2 | 5 |
| 窃盗・強盗 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 0 | 0 | 0 |
| 性被害 | 21 | 31 | 29 | 39 | 42 | 49 | 52 | 48 |
| 交通事故 | 14 | 22 | 10 | 9 | 9 | 14 | 7 | 4 |
| ストーカー | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 2 | 1 | 0 |
| DV | 1 | 1 | 5 | 2 | 0 | 1 | 0 | 0 |
| その他詐欺 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 |
| その他 | 2 | 3 | 1 | 1 | 9 | 0 | 0 | 2 |
| 合計 | 42 | 69 | 57 | 59 | 74 | 88 | 75 | 66 |

③ 直接支援 (件数)

| 区分 | H29年度 | H30年度 | R元年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|---------|-------|-------|------|------|------|------|------|------|
| 殺人・殺人未遂 | 1 | 36 | 27 | 1 | 5 | 20 | 10 | 30 |
| 暴行・傷害 | 2 | 11 | 16 | 13 | 23 | 44 | 24 | 11 |
| 性被害 | 82 | 78 | 47 | 49 | 72 | 85 | 164 | 161 |
| 交通事故 | 42 | 50 | 35 | 36 | 24 | 54 | 63 | 33 |
| その他 | 0 | 2 | 18 | 23 | 10 | 17 | 13 | 3 |
| 合計 | 127 | 177 | 143 | 122 | 134 | 220 | 274 | 238 |

令和6年度の内訳



3 犯罪被害者等が置かれている状況

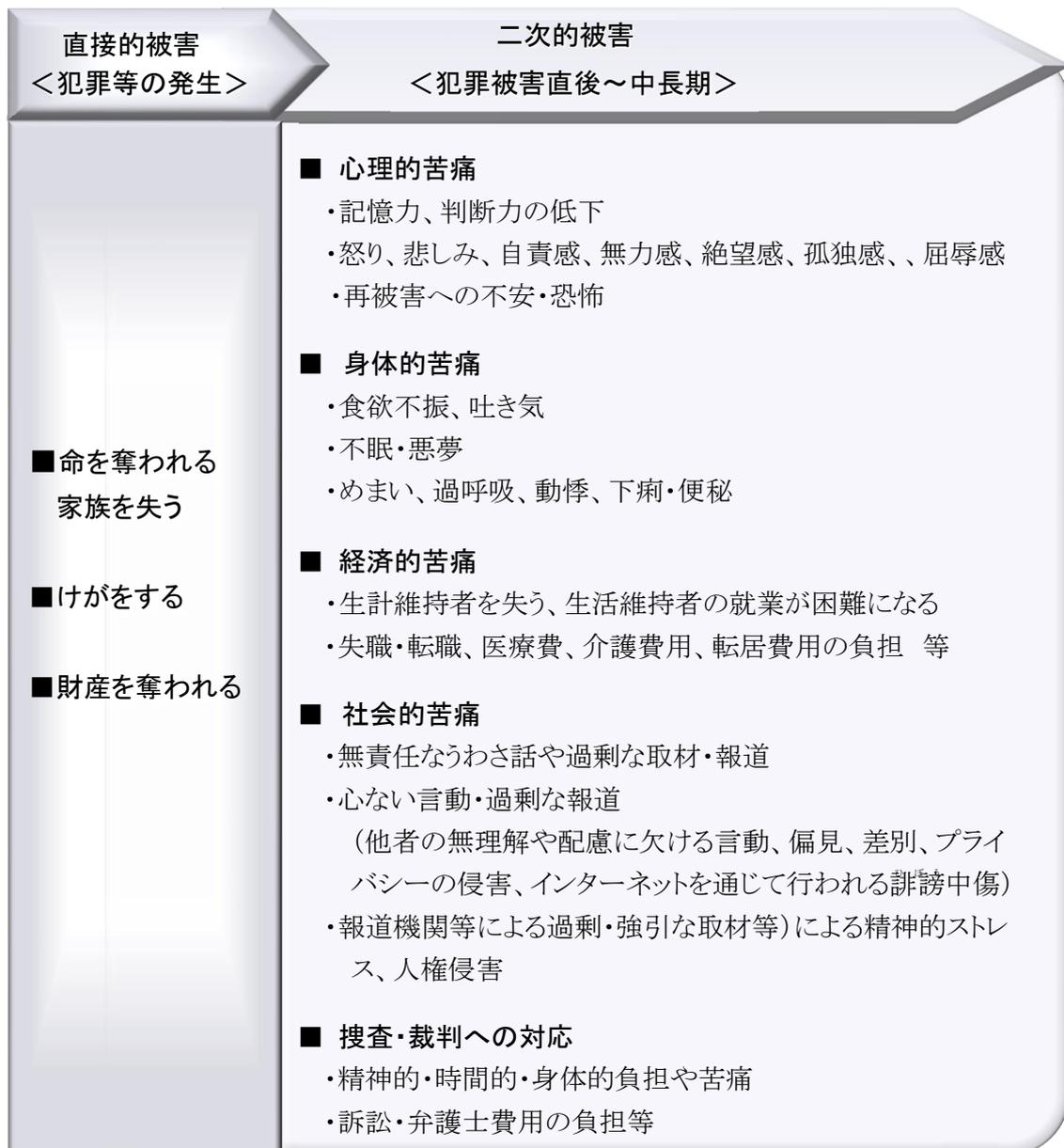
犯罪被害者等は、平穏な日常生活を送る中、思いがけず犯罪被害に遭ったことで、生命を奪われる、家族を失う、身体を傷つけられる、財産を奪われるといった直接的な被害を受けます。

犯罪被害者等は、事件による直接的な心身の被害以外にも、

- ・精神的なショックや身体の不調
- ・医療費の負担や転職等による経済的負担
- ・捜査や裁判過程における精神的、時間的負担
- ・他者の無理解や配慮に欠ける言動、偏見、差別、プライバシーの侵害

等によるストレスや不快感などの「二次的被害」に中長期的に苦しめられています。

さらには、再び同じ加害者から犯罪等の被害を受けるのではとの「再被害」への不安や恐怖を抱きながらの生活を余儀なくされる場合も少なくありません。

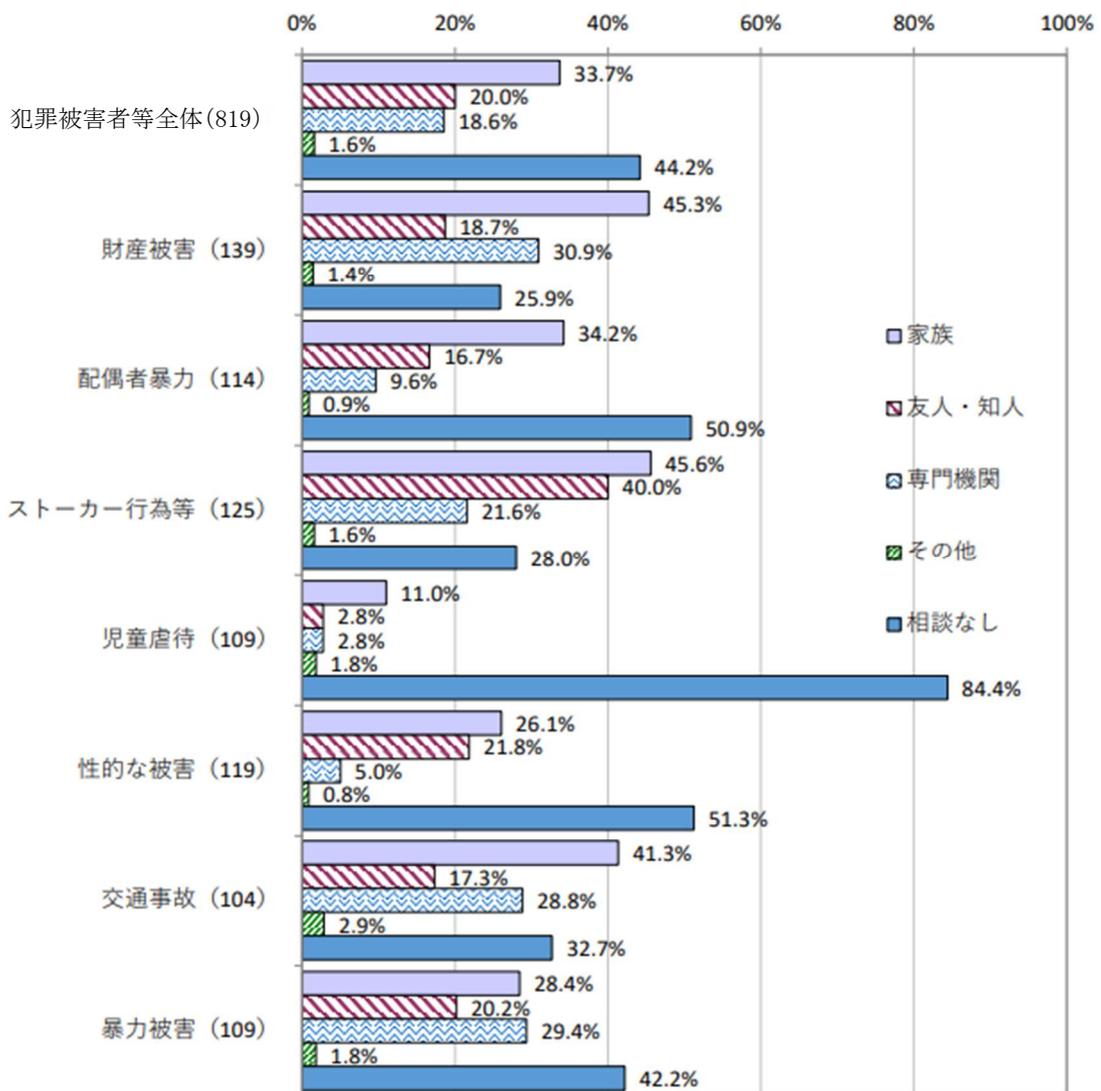


警察庁が実施した「令和5年度犯罪被害類型別等調査」⁹⁾では、犯罪被害類型¹⁰⁾に応じて犯罪被害者等が置かれている状況を分析しています。

① 初めて被害に遭った際の相談相手・機関

犯罪被害者等全体の約4割が被害に遭った際にどこにも（誰にも）相談していないと回答しており、その割合は特に児童虐待（84.4%）、性的な被害（51.3%）、配偶者暴力（50.9%）で高くなっています。

【犯罪被害類型別、初めて被害に遭った際の相談相手・機関】



出典：警察庁「令和5年犯罪被害類型別調査」

9) 令和5年度犯罪被害類型別等調査：

過去に、犯罪被害類型の犯罪のうち、いずれかの犯罪等被害にあったと回答した本人又は遺族（遺族にあつては交通事故、暴力被害のみの方）及び一般対象者（過去において犯罪等被害を受けた経験がないと回答した方）で、20歳以上を対象としたインターネット調査

10) 犯罪被害類型：

財産被害、配偶者からの暴力（DV）、ストーカー行為等、児童虐待、性的な被害、交通事故、殺人・殺人未遂又は傷害等（死亡又は全治1週間以上）の暴力犯罪

② 直近1年間で心身の不調等により日常生活が行えなかったと感じた日数

直近1年間で心身の不調等により仕事や日常生活が行えなかったと感じた平均日数については、犯罪被害者等（28.9日）が一般対象者（7.5日）の約4倍に達しています。

犯罪被害類型別にみると、児童虐待（50.0日）が最も多く、次いで暴力被害（44.2日）、ストーカー行為等（34.4日）、配偶者暴力（34.0日）となっています。

【回答者属性別、
日常生活が行えなかったと感じた日数】

| 回答者属性 | 平均日数 |
|---------------|-------|
| 犯罪被害者等(N=819) | 28.9日 |
| 一般(N=851) | 7.5日 |

※一般：過去に犯罪等被害の経験が無い方

【犯罪被害類型別、
日常生活が行えなかったと感じた日数】

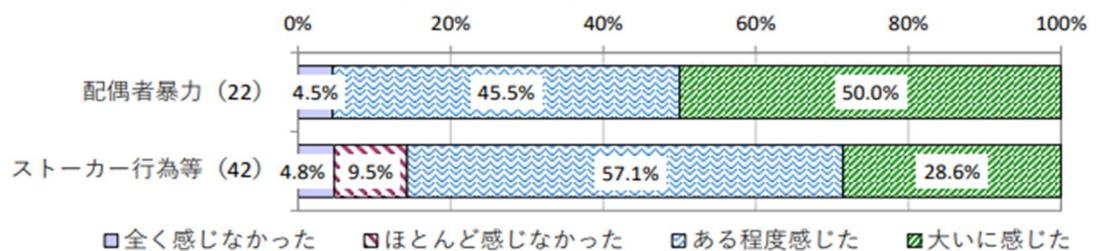
| 犯罪被害類型 | 平均日数 |
|-----------------|-------|
| 犯罪被害者等(N=819) | 28.9日 |
| 財産被害(N=139) | 10.2日 |
| 配偶者暴力(N=114) | 34.0日 |
| ストーカー行為等(N=125) | 34.4日 |
| 児童虐待(N=109) | 50.0日 |
| 性的な被害(N=119) | 25.5日 |
| 交通事故(N=104) | 7.3日 |
| 暴力被害(N=109) | 44.2日 |

出典：警察庁「令和5年犯罪被害類型別調査」

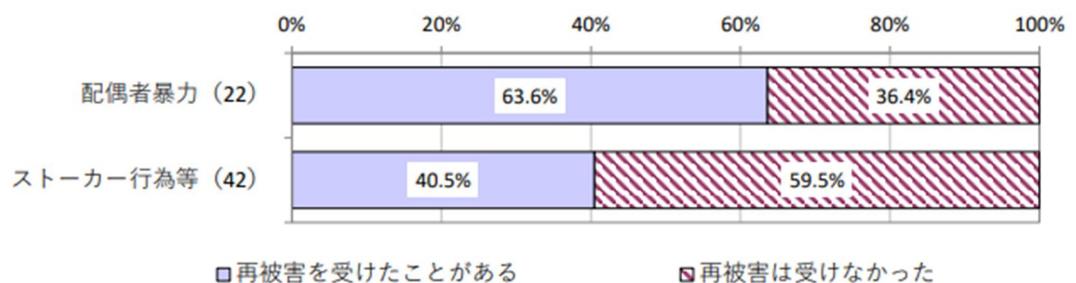
③ 同一の加害者から再被害を受けている実態やその不安

警察や行政に通報・相談した後に、同じ加害者から再び何らかの被害（＝再被害）を受ける不安を感じたかについては、「感じた」（「ある程度感じた」と「大いに感じた」の合計）の回答は、配偶者暴力（95.5%）、ストーカー行為等（85.7%）と非常に高く、再被害を受けたとの回答も、配偶者暴力（63.6%）、ストーカー行為等（40.5%）となっています。

【再被害の不安】



【再被害の有無】

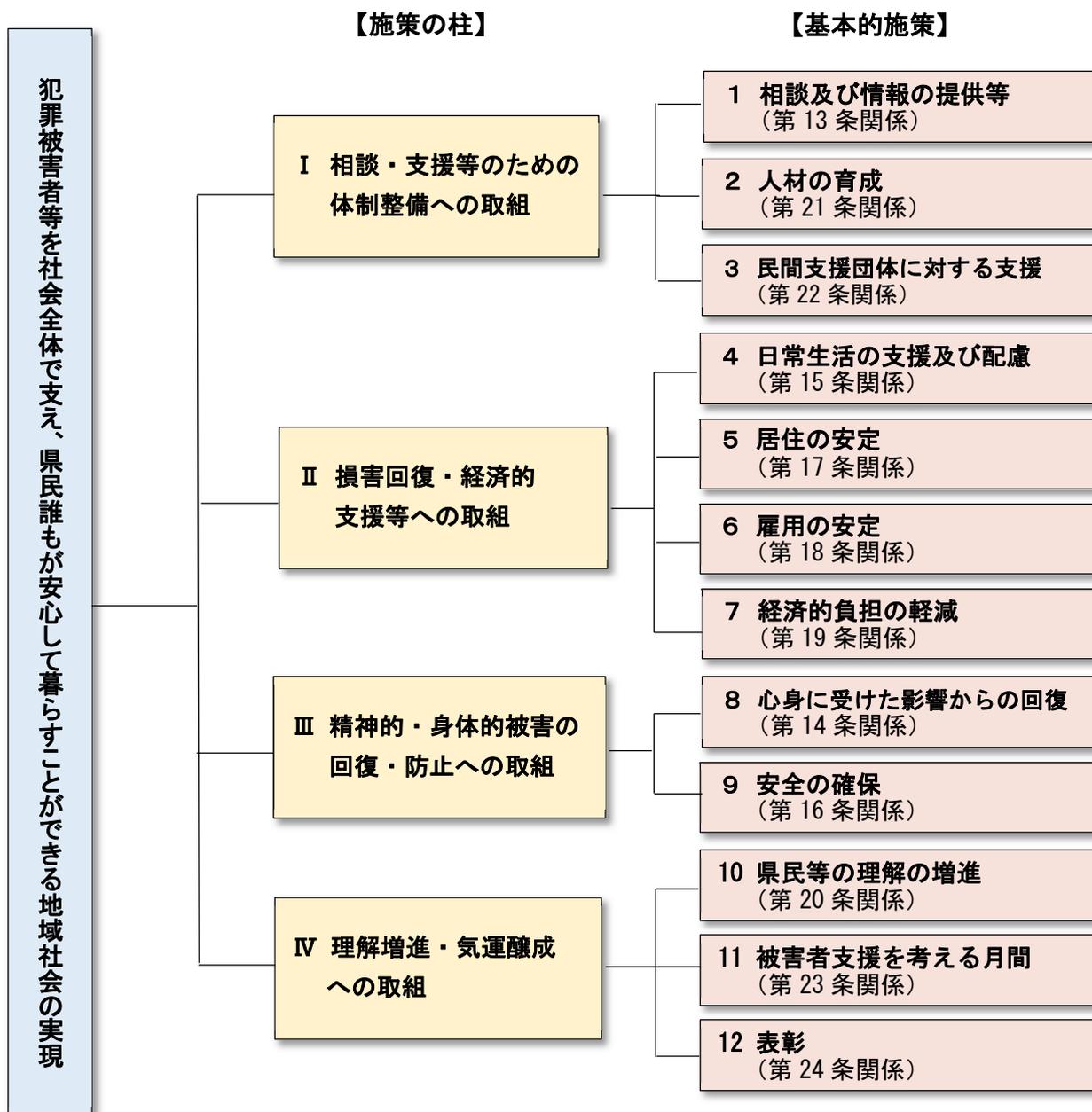


出典：警察庁「令和5年犯罪被害類型別調査」

第3章 施策推進の考え方

1 施策体系

犯罪被害者等を社会全体で支え、県民誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に向けて、「犯罪被害者等の個人としての尊厳の尊重」「犯罪被害者等の事情に応じた適切な支援」「必要な支援の途切れることのない提供」の基本方針に基づき、本県における犯罪被害者等支援に関する施策を総合的及び計画的に推進するため、条例（第2章第13条～第24条）において定めた「基本的施策」を、取組内容に応じて次の4つの「施策の柱」により体系的に位置付け、推進します。



2 推進体制

計画の推進にあたっては、犯罪被害者等の置かれた状況や環境が多岐にわたるため、庁内の関係部局、市町村、民間支援団体、その他の関係機関・団体など多様な主体が相互に連携・協力を図りながら、施策を推進していく必要があります。

(1) 新潟県被害者支援連絡協議会における連携・協力

県域を対象に設置されている「新潟県被害者支援連絡協議会¹¹⁾」や警察署単位で設置されている「警察署単位被害者支援連絡協議会」を通じ、構成機関・団体の相互協力及び連携の下に、犯罪被害者等のニーズに応じた施策を推進します。

(2) 庁内における連携・協力

庁内関係部局で構成される「新潟県犯罪被害者等支援庁内推進会議」において、犯罪被害者等支援に資する施策及び取組状況を定期的に取りまとめ、その結果について情報共有を図るほか、連携した取組を行うなど、庁内における連携・協力を一層強化し、犯罪被害者等のための施策を推進します。

(3) 市町村との連携・協力

犯罪被害者等の支援の実効性を高めるには、住民に最も身近な基礎自治体として、生活を支援する制度・サービスを所管している市町村との連携・協力は不可欠です。市町村を対象とした会議や研修会等の機会を通じ、本計画や支援施策に関する情報提供、助言を行うとともに、具体的な支援方法の共有などを行うなど、犯罪被害者等のための施策を推進します。

(4) 関係機関・団体等との連携・協力

多機関ワンストップサービス体制(P16 参照)により、県、警察、市町村、民間支援団体のほか、支援に携わる関係機関・団体等が連携・協力し、犯罪被害者等のための施策を推進します。

～ 犯罪等により死傷者が多数に上るなどの重大な事案が発生した際の対応 ～

犯罪等により死傷者が多数に上るなどの重大な事案が発生した際には、庁内推進会議の構成員間の連携により、迅速・適切な対応に努めます。また、警察では、発生地を管轄する所属の指定被害者支援要員¹²⁾だけでは支援活動が十分にできないおそれがある死傷者多数事案等の重大事案が発生した場合には、周辺所属等の指定被害者支援要員を招集するなど、組織的・総合的な支援活動を行います。

さらに、新潟県被害者支援連絡協議会等において、死傷者多数事案等を想定した実践的なシミュレーション等を通じ、平素から具体的な事案への対応を踏まえた情報共有を図るとともに、関係機関・団体等が連携・協力して総合的かつ迅速な支援活動が実施できるよう、協議会における連携強化を図ります。

11) 被害者支援連絡協議会：

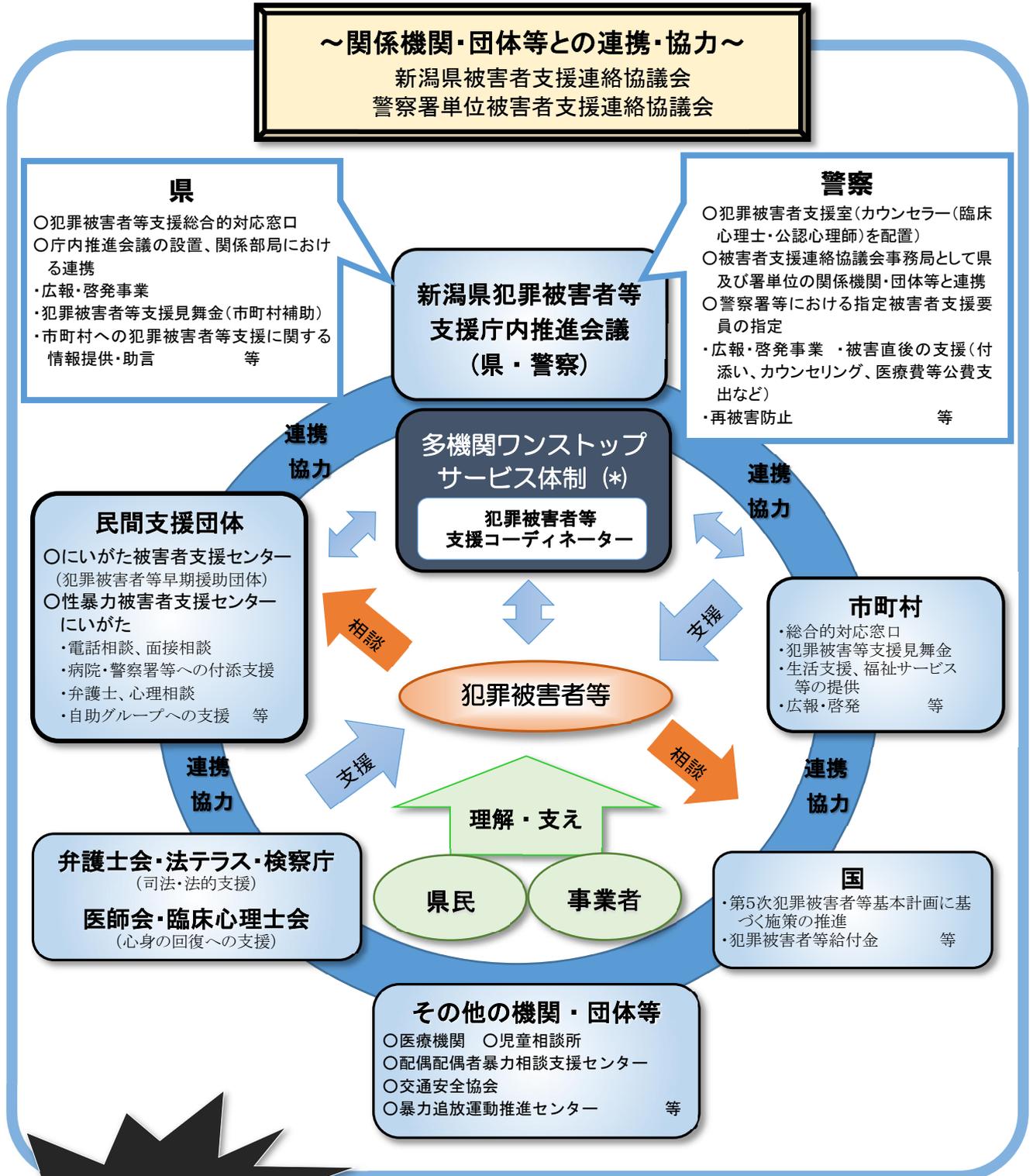
広範多岐にわたる犯罪被害者等のニーズに対し、総合的な支援を行うため、司法、行政、医療等の被害者支援に関する機関・団体等により組織された協議会。

県域では、平成10年7月に「新潟県被害者支援連絡協議会」が設立され、令和7年4月現在の構成員数は42、警察署単位被害者支援連絡協議会は、令和7年4月現在24協議会が活動している。

12) 指定被害者支援要員：

各警察署や高速道路交通警察隊、鉄道警察隊において、身体犯や交通事故事件の被害者やそのご家族・ご遺族の支援を行う「指定被害者支援要員」を指定。自所属で発生した事件・事故の被害者等の支援を行っている。

(5) 推進体制イメージ

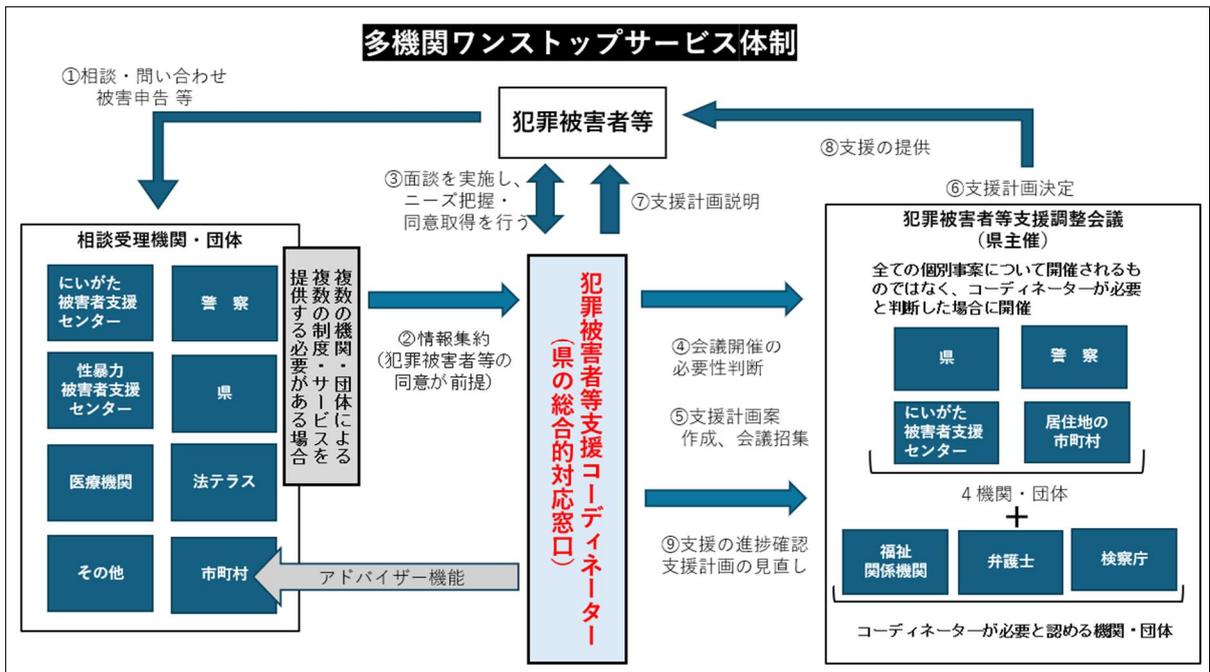


死傷者多数事案等
重大事案の発生

- 庁内推進会議の構成員間における緊密な連携による支援
- 警察における指定被害者支援要員による組織的・総合的支援
- 新潟県被害者支援連絡協議会・警察署単位被害者支援連絡協議会会員と連携・協力した対応

(*)多機関ワンストップサービス体制

犯罪被害者等が複数の機関・団体の支援を必要とする際、いずれかの機関・団体に相談や問合せを行えば、被害者等の同意のもと「犯罪被害者等支援コーディネーター」に情報が集約され、複数の関係機関・団体が持つ利用可能な制度・サービスを包括して漏れなく提供し、かつ、犯罪被害者等が制度・サービスを利用する際の負担軽減に資することを目的とした体制。「犯罪被害者等支援コーディネーター」は、多機関ワンストップサービスを機能させるため、支援全体の調整を担う。

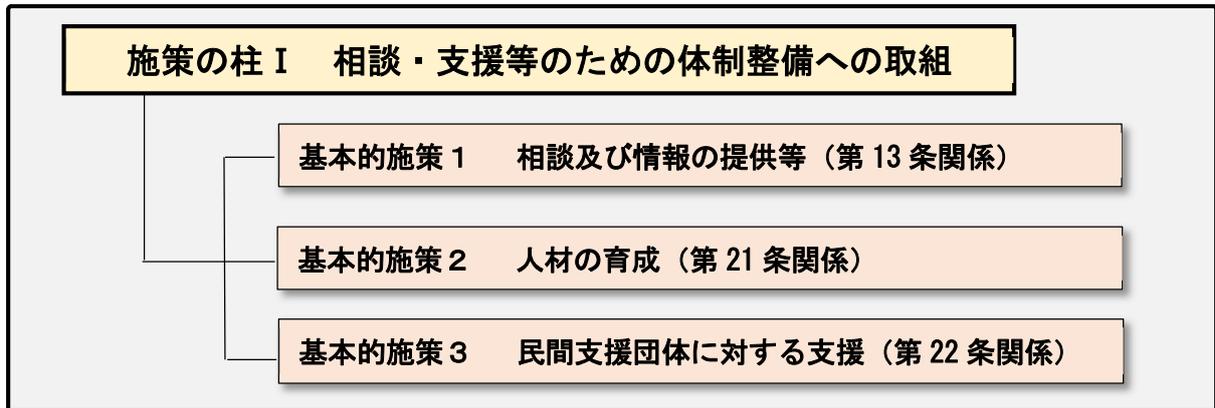


3 成果指標

犯罪被害者等支援施策の取組の進捗の参考とするため、以下の成果指標を設けます。

| 項目 | 現状値 | 成果指標 (令和12年度) |
|---|---------------------|------------------|
| 市町村における犯罪被害者等支援に特化した条例の制定数 | 24市町村 (R7.4.1現在) | 増加させる 30市町村 |
| 「(公社)にいがた被害者支援センター」又は「性暴力被害者支援センターにいがた」の認知度 | 令和8年度 調査数値 | 増加させる |

第4章 具体的な施策内容



基本的施策 1 相談及び情報の提供等 (第13条関係)

<現状と課題>

犯罪被害者等が置かれた状況は、犯罪の種類や加害者との関係、家族構成や経済状況などにより様々であり、支援に携わる機関・団体も様々であることから、受けられる支援の内容や支援を受ける方法が分からず、必要な支援にたどり着かない場合があります。また、支援を行う機関・団体等においても、他機関・団体の持つ支援制度・サービスまで十分把握しきれず、支援をつなげられていない可能性もあります。

そのため、県、警察、市町村、民間支援団体など犯罪被害者等への支援を提供している多様な主体が連携して支援していくことが重要であり、個々の犯罪被害者等のニーズや実情に合わせ、必要とする情報の提供や助言を行うとともに、犯罪被害者等が必要とする機関・団体の支援へ漏れなくつなぐ、途切れない支援を提供する体制を整備することが求められています。

<施策の方向性>

犯罪被害者等が受けた被害の回復や軽減、生活の再構築を図るため、犯罪被害者等がどの関係機関・団体に相談や問合せをしても必要な支援につながり、適切に支援が受けられるよう、「多機関ワンストップサービス体制」を構築し、相談及び支援の充実を図ります。

また、犯罪被害者等に必要な支援を適時適切に提供するため、犯罪被害者等施策に関するホームページ等を活用し、支援に携わる機関・団体の各種施策や相談窓口に関する情報を集約し、犯罪被害者等が必要とする情報等にアクセスしやすいよう、必要な施策を推進します。

<具体的施策>

◆総合的な相談対応等に関するもの

| No. | 施策名 | 施策の概要 | 所管 |
|-----|-----------------------------|--|-----|
| 1 | 多機関ワンストップサービス体制の整備 【検討中】 | 犯罪被害者等支援に関わる複数の機関・団体と連携、調整し、犯罪被害者等のニーズに合わせて、必要な支援を一元的に提供する「多機関ワンストップサービス体制」を構築し、その体制を機能させるため支援全体の調整を行う「犯罪被害者等支援コーディネーター」を配置します。 また、県、警察、民間支援団体、関係市町村等で構成される「支援調整会議」を設置し、犯罪被害者等の個々の事情に応じた個別具体的な支援計画の検討などを行います。 | 総務部 |

| | | | |
|---|-----------------------------------|--|-------------|
| 2 | 犯罪被害者等に対する総合的な支援 | 犯罪被害者等の相談に総合的に対応するため、県の「犯罪被害者等支援総合的対応窓口」において、支援のニーズや抱える問題を的確に把握し、必要な支援や情報の提供を行うほか、適切な支援に繋げるため、関係機関・団体等への連絡・調整を行います。 警察本部では、関係機関・団体等との連携・調整を行うとともに、各警察署と連携して直接的な支援を行います。 | 総務部 警察本部 |
| 3 | 市町村における総合的対応窓口の周知等 | 市町村における犯罪被害者等支援が充実するよう、施策の策定や実施に必要な情報を提供するほか、市町村職員等への研修啓発を実施し、職員の育成及び意識の向上に努めます。併せて、犯罪被害者等がスムーズに必要な支援につながるよう、市町村における総合的対応窓口の周知や支援施策をまとめた「支援メニューリスト」の作成、犯罪被害者等支援コーディネーターの市町村へのアドバイザー機能の活用等により支援の充実を図り、県、市町村が関係機関・団体等と連携・協力して被害者等に対応できるよう努めます。 | 総務部 |
| 4 | 市町村における犯罪被害者等支援に特化した条例の制定に向けた働きかけ | 犯罪被害者等の視点に立った総合的かつ計画的な犯罪被害者等支援に資するため、市町村において、犯罪被害者等支援を目的とした条例（特化条例）の制定等が促進されるよう、条例の策定状況等について適切に情報提供を行うとともに、会議や研修等を通じて働きかけを行います。 | 総務部 |
| 5 | 被害回復等のための援助に関する情報の提供 | 被害者等が、弁護士等の専門的知識・技能を有する者の援助を適切に受けることができるよう、「犯罪被害者等法律援助制度」や、他機関が実施する支援施策等の情報の提供に努めます。 | 総務部 警察本部 |
| 6 | 人権に関する相談窓口等の周知 | 新潟県人権教育・啓発推進基本指針に基づき、犯罪被害者等に対する支援を行う民間団体や相談窓口の周知に努めます。 | 福祉保健部 |
| 7 | 被害者向けの支援ノートの配付 | 犯罪被害者等が警察、行政とのやりとり等を記録し、必要とする支援を円滑に受け、今後の見通しについて展望を持てるようにするための支援ノートを配付します。 | 総務部 |

◆主に身体犯又は交通事故事件に関するもの

| No. | 施策名 | 施策の概要 | 所管 |
|-----|---------------------------|---|------|
| 8 | 犯罪被害者等早期援助団体による犯罪被害者等への支援 | 民間支援団体への業務委託により、犯罪被害者等への相談業務や裁判所・病院・警察等への付添い、代理傍聴、生活支援、相談員の育成等を行います。 (実施主体：公益社団法人にいがた被害者支援センター) | 警察本部 |
| 9 | 指定被害者支援要員による支援 | 身体犯又は重大な交通事故事件等の被害者等に対し、指定被害者支援要員として指定を受けた警察官が付添い、要望や心配事の聴取、被害者のニーズに応じた各種支援制度の説明、関係機関等の紹介などの支援活動を行います。 | 警察本部 |
| 10 | 犯罪被害者等支援に関する情報提供の充実 | 身体犯又は重大な交通事故事件等の被害者等への説明のために作成している、刑事手続や損害回復や経済的支援等の制度、犯罪被害者等支援に関係する機関・団体等をまとめた資料を充実させます。また、外国語版を含め資料の内容の充実・見直しを図ります。 | 警察本部 |
| 11 | 死傷者多数事案発生時における支援 | 死傷者が多数に及ぶ事案が発生し、管轄所属の指定被害者支援要員だけでは被害者等支援活動が十分にできないおそれがあるときに、指定被害者支援要員を効果的に運用し、組織的・総合的な支援活動を行います。 | 警察本部 |
| 12 | 交通事故に関する相談対応 | 県庁内に「交通事故相談所」を設置し、また、長岡と上越の各地域振興局を巡回し、交通事故に関する相談対応を行います。 | 総務部 |
| 13 | 交通事故被害者への支援 | 交通事故被害者への支援を推進するため、交通事故に関する相談対応や関係機関・団体との連携・情報提供等を行います。 (実施主体：公益社団法人新潟県交通安全協会) | 警察本部 |

| | | | |
|----|-----------------|--|------|
| 14 | 捜査情報の適切な提供 | 被害者連絡制度により、身体犯又は重大な交通事故事件等の被害者等に対し、捜査状況等を連絡し、被害者の要望やニーズに沿った情報提供等を行います。 | 警察本部 |
| 15 | 犯罪被害者等への訪問・連絡活動 | 犯罪被害者等の要望に基づき地域警察官が住居地を訪問し、被害回復や被害拡大防止等に関する情報の提供、防犯指導等を行うとともに、警察に対する要望、苦情、相談等を聴取します。 | 警察本部 |
| 16 | 再被害防止に向けた保護対策 | 犯罪の被害者等が加害者により再び危害を加えられる事態を防止することを目的に、被害者等の安全の確保を最優先に、保護措置等の対策を講じます。 | 警察本部 |

◆子どもや女性、配偶者等に対する被害に関するもの

| No. | 施策名 | 施策の概要 | 所管 |
|-----|-------------------------|--|---------------|
| 17 | 児童虐待に関する相談及び一時保護 | 児童虐待に係る相談業務（市町村への情報提供・職員研修、専門的知識・技術を要する相談対応等）及び被虐待児の一時保護を行います。 | 福祉保健部 |
| 18 | 児童虐待事案における関係機関による連携 | 児童虐待の防止及び早期発見・早期対応のため、児童虐待事案の情報共有や連携を図り、再被害の防止に努めるほか、相互の職員や関係機関等を含めた合同訓練・研修を実施し、児童虐待事案への対応能力向上を図ります。 | 福祉保健部 警察本部 |
| 19 | 被害少年の保護対策 | 県下3か所に少年警察補導員が常駐する少年サポートセンターを設置し、各警察署と連携し、少年や保護者からの相談対応、精神的ケア等の継続支援や支援団体の紹介、被害少年に配慮した捜査活動等を行います。 | 警察本部 |
| 20 | スクールカウンセラー制度の運用 | 児童生徒等の心理に関して専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー等を学校に配置し、犯罪被害に遭った児童生徒、その兄弟姉妹である児童生徒や保護者も含め、児童生徒や保護者、教職員に対する心のケアや相談への助言・支援を行います。 | 教育庁 |
| 21 | スクールソーシャルワーカー制度の運用 | 児童生徒の犯罪等の被害を含めた問題の解決を図るため、スクールソーシャルワーカーを学校等に派遣し、相談への指導・助言や家庭及び児童相談所、医療・福祉・警察等関係機関との連携等を行います。 | 教育庁 |
| 22 | いじめ等の相談に関する解決に向けた支援 | 児童生徒や保護者からのいじめ等に関する相談（電話、メール、SNS）に対して、相談者や学校への指導・助言、適切な関係機関の紹介等により、悩み等の解決・解消に向けた支援を行います。 | 教育庁 |
| 23 | 不登校児童に対する支援 | 犯罪等の被害に遭った児童生徒又はその兄弟姉妹が不登校となった場合、当該児童生徒の個別の状況に応じ、スクールカウンセラーによるカウンセリングや学習指導等を通じた学校復帰等のための継続的支援を行います。 | 教育庁 |
| 24 | 女性相談支援センターにおける相談及び一時保護 | 夫等からの暴力や、帰省先がない、離婚したいなど、女性の生活上の諸問題について相談に応じます。 また、相談所内に設置される一時保護所で、困難な問題を抱える女性及び暴力被害者を一時保護します。 | 福祉保健部 |
| 25 | ストーカー・DV被害者等に対する支援・保護対策 | ストーカー事案や配偶者からの暴力事案等の被害者等に対し、被害者等の安全確保を最優先に、加害行為の防止や被害者の保護措置（一時避難場所の宿泊費用負担、緊急通報装置等の貸出）等の支援・保護対策を行います。また、被害者等への電話連絡や面談により近況等を把握し、その都度、加害行為の再発や報復のおそれの有無等についてリスク評価を行うとともに、被害者等の保護措置の見直しを行うなど、被害者等の安全確保をより確実なものとするための取組を推進します。 | 警察本部 |

| | | | |
|----|--------------------------|---|-------|
| 26 | 男女平等社会の形成を阻害する行為に関する相談対応 | 「男女平等推進相談室」を設置し、専門の相談員が、性別による差別的取扱いやセクシュアル・ハラスメント、配偶者等への暴力等に関する相談に応じます。 | 知事政策局 |
|----|--------------------------|---|-------|

◆高齢者、障害者を対象とするもの

| No. | 施策名 | 施策の概要 | 所管 |
|-----|---------------|---|-------|
| 27 | 高齢者虐待防止に向けた取組 | 高齢者虐待防止・対応及び権利擁護の円滑な実施を支援するため、市町村の取組（専門職員等による高齢者虐待に関する相談対応、高齢者の保護や養護者との分離、財産上の不当取引による被害防止等）への助言や情報提供の他、養介護施設従事者等向けの研修や関係機関との連携協力体制の整備を行います。 | 福祉保健部 |
| 28 | 障害者虐待防止に向けた取組 | 障害者虐待の未然防止及び早期発見、迅速な対応、再発防止等のための体制整備や、関係機関等との連携協力体制の整備等を図ります。 | 福祉保健部 |

◆性被害に関するもの

| No. | 施策名 | 施策の概要 | 所管 |
|-----|----------------|--|-------|
| 29 | 性暴力・性犯罪被害者への支援 | 民間支援団体への業務委託により、性暴力・性犯罪被害者に対する一元的・総合的な支援窓口として、相談業務や心身回復支援（医療機関等の紹介、受診時の付添い、医療費補助等）、警察等への付添い、相談員の育成等を行います。また、性暴力・性犯罪に関する相談窓口、全国共通番号（#8891/はやくワストップ）や電話相談の24時間化などの周知等により、相談につながりやすい体制の充実に努めます。 （実施主体：公益社団法人にいがた被害者支援センター（性暴力被害者支援センターにいがた）） | 総務部 |
| 30 | 性犯罪被害者等への支援 | 性犯罪捜査及び被害者支援に適性を有する警察官を「性犯罪指定捜査員」と指定し、性犯罪被害者から事情聴取等を適切に行うことにより、性犯罪被害の潜在化の防止及び精神的負担の軽減を図るとともに、関係機関との連携・調整を行います。 | 警察本部 |
| 31 | 性犯罪被害に関する相談対応 | 全国共通電話番号（#8103/ハートさん）により、相談者の経済的負担の軽減を図りつつ、性犯罪被害に関する電話相談を受けます。 | 警察本部 |
| 32 | 妊娠電話相談窓口 | 平日日中は保健所において相談に対応しているほか、夜間の相談窓口として「にいがた 助産師 そうだん ～赤ちゃん、子育て、妊娠、思春期、からだのこと～」を開設しており、緊急避妊の方法等に関する情報提供やからだの相談も行います。 | 福祉保健部 |

◆暴力団等からの被害に関するもの

| No. | 施策名 | 施策の概要 | 所管 |
|-----|--------------|---|------|
| 33 | 暴力団犯罪被害者への支援 | 暴力団員による不当行為の防止と被害救済を図るため、暴力団員に関する相談対応及び弁護士相談費用の助成等の被害者救済を行います。（実施主体：新潟県暴力追放運動推進センター） | 警察本部 |
| 34 | 暴力団等からの保護対策 | 暴力団等による犯罪の被害者に対する報復等を未然に防止し、保護対象者の安全を確保するため、身辺警戒員による保護対策やパトロールを実施するほか、必要に応じて携帯型緊急通報装置の貸出しを行います。 | 警察本部 |

◆心身の被害に関するもの

| No. | 施策名 | 施策の概要 | 所管 |
|-----|--------------------|--|-------|
| 35 | 自殺予防対策 (こころの相談) | 自殺予防に関する専用相談電話(新潟県こころの相談ダイヤル)等により、こころの悩みに関する相談対応や助言、専門機関の紹介等を行います。 | 福祉保健部 |
| 36 | 医療機能情報の提供 | 犯罪被害者等を含めた医療機関を受診する方が、医療の選択を適切に行えるように、病院や診療所、歯科診療所等の医療機能情報(病院名・所在地・診療科目等)を、厚生労働省が運用する「医療情報ネット(ナビイ)」を通じて公表します。 また、医療情報ネットにおいて、PTSD等の疾病の治療に対応できる医療機関の検索が可能なることから、医療情報ネットの周知を図ります。 | 福祉保健部 |
| 37 | 高次脳機能障害者への支援 | 犯罪被害者等を含め、高次脳機能障害のある方やその家族が、地域において必要な支援を受けられるよう、高次脳機能障害に関する相談の対応、家族教室の開催、関係職員研修、理解を広げるための普及啓発を行います。 | 福祉保健部 |

◆ひとり親家庭に関するもの

| No. | 施策名 | 施策の概要 | 所管 |
|-----|-------------------|--|-------|
| 38 | ひとり親家庭等の自立に向けた支援 | 経済的・精神的に厳しい状況にあり、個々人ごとに抱える問題等が異なるひとり親家庭のため、出張型就業相談、学習等支援等のきめ細かな福祉サービスを提供します。 | 福祉保健部 |
| 39 | ひとり親家庭等の就業等に向けた支援 | ひとり親家庭の父母等の自立に向け、専門の相談員による就労支援及び相談、情報提供等による養育費取得支援を行います。 | 福祉保健部 |

◆雇用に関するもの

| No. | 施策名 | 施策の概要 | 所管 |
|-----|---------------------|---|-------|
| 40 | 個別労働関係紛争の解決促進に向けた取組 | 個別労働関係紛争の自主的な解決を促進するため、新潟、長岡、上越の各労働相談所において、労働者及び事業主からの相談対応や必要な情報の提供等を行います。 | 産業労働部 |
| 41 | 若年者の就労に向けた支援 | 県、ハローワークが一体となって、情報提供や職業能力開発からキャリアコンサルティング、職業紹介など総合的な就職支援を行う若年者ワンストップサービスセンター「若者しごと館」を設置し、犯罪等の被害に遭った若年者を含め、若年者の就職を支援します。 | 産業労働部 |
| 42 | 若年者の就労に向けた情報提供 | 若年の就業・就職を応援する県内企業(ジョブカフェカンパニー)の情報をウェブサイトにて公開し、若年者の県内就職による定住促進を図ります。 | 産業労働部 |

◆その他

| No. | 施策名 | 施策の概要 | 所管 |
|-----|---------------|---|-----|
| 43 | 消費者被害に関する相談対応 | 消費生活センターにおいて、契約トラブルや悪質商法等の消費者被害に関する相談対応や苦情処理のためのあっせん等を行います。 | 総務部 |

基本的施策 2 人材の育成（第 21 条関係）

<現状と課題>

犯罪等の被害に遭われた方は、被害の状況や置かれている立場がそれぞれ異なることから、必要とされる支援は多岐に渡ります。また、無理解や配慮に欠けた言動等により、二次的被害を受けることもあるため、犯罪被害者等と関わる職員等が、犯罪被害者等の心情を理解し、十分な配慮のもとで支援を行う必要があります。

また、支援に携わる職員の負担が増しており、職員が犯罪被害者等と同様の心身の不調等に陥る代理受傷が起こる場合もあります。

そのため、県、警察、市町村、関係機関・団体等の職員が、広く犯罪被害者等支援に必要な知識を身につけ、直面する様々な問題に適切に対応できるよう、犯罪被害者等支援に携わる人材を育成する必要があります。

<施策の方向性>

県、警察、市町村、関係機関・団体等において犯罪被害者等に係る職員に対し、犯罪被害者等が置かれている状況や心情を理解し、直面する様々な問題に対応できるよう、それぞれの業務に適した効果的な研修を実施し、技術や知識の習得及び専門性の向上を図るため、必要な施策を推進します。

<具体的施策>

◆総合的な支援対応に関するもの

| No. | 施策名 | 施策の概要 | 所管 |
|-----------|----------------------------------|--|-------------|
| 44 | 県、警察、市町村、関係機関・団体等の職員を対象とした研修等の実施 | 県、警察、市町村、関係機関・団体等の職員を対象とした犯罪被害者等による講演会などの開催や、市町村、関係機関・団体等が開催する研修等に講師を派遣し、犯罪被害者等の現状、犯罪被害者等支援の必要性、二次的被害の防止等に関する理解を深めるとともに、各機関・団体が提供する制度・サービスの情報交換及び仮想事例に基づくシミュレーション訓練などを通じて、具体的な事案に応じた対応能力の向上と連携強化に努めます。 | 総務部 警察本部 |
| 45 (3) | 市町村における総合的対応窓口の周知等〔再掲〕 | 市町村における犯罪被害者等支援が充実するよう、施策の策定や実施に必要な情報を提供するほか、市町村職員等への研修啓発を実施し、職員の育成及び意識の向上に努めます。併せて、犯罪被害者等がスムーズに必要な支援につながるよう、市町村における総合的対応窓口の周知や支援施策をまとめた「支援メニューリスト」の作成、犯罪被害者等支援コーディネーターの市町村へのアドバイザー機能の活用等により支援の充実を図り、県、市町村が関係機関・団体等と連携・協力して被害者等に対応できるよう努めます。 | 総務部 |
| 46 | 支援従事者向け手引の活用 | 犯罪被害者等が必要とする情報（各種手続、支援制度、相談窓口等）を網羅した手引を更新し、市町村や関係機関等へ周知を図り、連携の強化及び支援の充実に努めます。 | 総務部 |
| 47 | 代理受傷防止のための取組 | 犯罪被害者等支援に従事する者は、悲惨な事件・事故を間近に見ることや、犯罪被害者等の感情を受け止めることにより、負荷がかかり心身に不調が出る（代理受傷）可能性があることから、各種研修において、日頃からの心構え、代理受傷の主な症状や症状解消のための工夫などの教養を行い、代理受傷の防止に取り組みます。 | 総務部 警察本部 |

◆主に身体犯又は交通事故事件に関するもの

| No. | 施策名 | 施策の概要 | 所管 |
|-----------|-------------------------------|---|-------------|
| 48 (8) | 犯罪被害者等早期援助団体による犯罪被害者等への支援〔再掲〕 | 民間支援団体への業務委託により、犯罪被害者等への相談業務や裁判所・病院・警察等への付添い、代理傍聴、生活支援、相談員の育成等を行います。 (実施主体：公益社団法人にいがた被害者支援センター) | 警察本部 |
| 49 | 民間支援団体の人材育成に関する支援 | 民間支援団体の支援員に対する研修会などに、講師として職員を派遣し、支援員及び犯罪被害者等支援全般を管理する役割を果たすコーディネーターの育成に関する支援を行います。 また、広報や研修等に関する多角的な支援を行い、犯罪被害者等に寄り添う志をもって支援に携わる担い手を一人でも多く確保するよう努めます。 | 総務部 警察本部 |
| 50 | 警察職員に対する教養の実施 | 犯罪被害者等への適切な対応を確実に行うため、採用時及び上位の階級又は職に昇任した際に行われる教養、専門的知識を必要とする職務に従事する実務担当者に対する教養、犯罪被害遺族等による講演、各警察署に対する巡回教養、民間支援団体との連携要領、性犯罪被害者への支援要領についての教育等の充実を図り、二次的被害の防止を図ります。 | 警察本部 |

◆性被害に関するもの

| No. | 施策名 | 施策の概要 | 所管 |
|------------|--------------------|--|-----|
| 51 (29) | 性暴力・性犯罪被害者への支援〔再掲〕 | 民間支援団体への業務委託により、性暴力・性犯罪被害者に対する一元的・総合的な支援窓口として、相談業務や心身回復支援（医療機関等の紹介、受診時の付添い、医療費補助等）、警察等への付添い、相談員の育成等を行います。また、性暴力・性犯罪に関する相談窓口、全国共通番号（#8891/はやくワストップ）や電話相談の24時間化などの周知等により、相談につながりやすい体制の充実に努めます。 (実施主体：公益社団法人にいがた被害者支援センター (性暴力被害者支援センターにいがた)) | 総務部 |

◆心身の被害に関するもの

| No. | 施策名 | 施策の概要 | 所管 |
|------------|------------------|---|-------|
| 52 (37) | 高次脳機能障害者への支援〔再掲〕 | 犯罪被害者等を含め、高次脳機能障害のある方やその家族が、地域において必要な支援を受けられるよう、高次脳機能障害に関する相談の対応、家族教室の開催、関係職員研修、理解を広げるための普及啓発を行います。 | 福祉保健部 |

◆児童・高齢者・障害者虐待、DV被害に関するもの

| No. | 施策名 | 施策の概要 | 所管 |
|------------|-------------------------|---|---------------|
| 53 (18) | 児童虐待事案における関係機関による連携〔再掲〕 | 児童虐待の防止及び早期発見・早期対応のため、児童虐待事案の情報共有や連携を図り、再被害の防止に努めるほか、相互の職員や関係機関等を含めた合同訓練・研修を実施し、児童虐待事案への対応能力向上を図ります。 | 福祉保健部 警察本部 |
| 54 (27) | 高齢者虐待防止に向けた取組〔再掲〕 | 高齢者虐待防止・対応及び権利擁護の円滑な実施を支援するため、市町村の取組（専門職員等による高齢者虐待に関する相談対応、高齢者の保護や養護者との分離、財産上の不当取引による被害防止等）への助言や情報提供の他、養介護施設従事者等向けの研修や関係機関との連携協力体制の整備を行います。 | 福祉保健部 |

| | | | |
|------------|-------------------|--|-------|
| 55 (28) | 障害者虐待防止に向けた取組〔再掲〕 | 障害者虐待の未然防止及び早期発見、迅速な対応、再発防止等のための体制整備や、関係機関等との連携協力体制の整備等を図ります。 | 福祉保健部 |
| 56 | DV被害者の支援体制の強化 | 「新潟県困難な問題を抱える女性支援及び配偶者等暴力防止・被害者支援基本計画」に基づき、困難な問題を抱える女性支援事業（困難な問題を抱える女性及びDV被害者支援調整会議、研修事業、広報啓発等）、一時保護委託事業、DV被害者等セーフティネット強化支援パイロット事業（民間シェルター等の取組促進）を実施します。 | 福祉保健部 |

基本的施策3 民間支援団体に対する支援（第22条関係）

<現状と課題>

本県では、民間支援団体「公益社団法人にいがた被害者支援センター」が、県内唯一の「犯罪被害者等早期援助団体」として県公安委員会から指定を受け、併せて、「性暴力被害者支援センターにいがた」の運営を県から受託し、被害者支援にあたっています。民間支援団体では、専門の研修を受けた相談員により、被害直後からきめ細やかな支援を提供するなど、本県の被害者支援を推進する上で重要な役割を果たしています。

一方で、こうした民間支援団体の活動に関する認知度は十分とは言えず、運営は、行政等からの委託費のほか、賛助会費や寄附金で賄われ、ボランティアにより支えられており、また支援の担い手の確保も課題となっていることから、体制の強化や人材の確保・育成が課題となっています。

<施策の方向性>

犯罪被害者等支援において重要な役割を果たしている民間支援団体が、より適切かつ効果的に犯罪被害者等支援を推進することができるよう、相談員の確保・育成のための研修を行うほか、安定した財政基盤の確立に向けた支援を行うとともに、民間支援団体の活動に関して広く周知を図るなど、必要な情報の提供や助言、協力等の施策を推進します。

<具体的施策>

◆体制整備に関するもの

| No. | 施策名 | 施策の概要 | 所管 |
|--------------------|-----------------------------------|--|-------------|
| 57 (8) (48) | 犯罪被害者等早期援助団体による犯罪被害者等への支援 〔再掲〕 | 民間支援団体への業務委託により、犯罪被害者等への相談業務や裁判所・病院・警察等への付添い、代理傍聴、生活支援、相談員の育成等を行います。 (実施主体：公益社団法人にいがた被害者支援センター) | 警察本部 |
| 58 (29) (51) | 性暴力・性犯罪被害者への支援 〔再掲〕 | 民間支援団体への業務委託により、性暴力・性犯罪被害者に対する一元的・総合的な支援窓口として、相談業務や心身回復支援（医療機関等の紹介、受診時の付添い、医療費補助等）、警察等への付添い、相談員の育成等を行います。また、性暴力・性犯罪に関する相談窓口、全国共通番号（#8891/はやくワストップ）や電話相談の24時間化などの周知等により、相談につながりやすい体制の充実に努めます。 (実施主体：公益社団法人にいがた被害者支援センター（性暴力被害者支援センターにいがた）) | 総務部 |
| 59 (49) | 民間支援団体の人材育成に関する支援 〔再掲〕 | 民間支援団体の支援員に対する研修会などに、講師として職員を派遣し、支援員及び犯罪被害者等支援全般を管理する役割を果たすコーディネーターの育成に関する支援を行います。また、広報や研修等に関する多角的な支援を行い、犯罪被害者等に寄り添う志をもって支援に携わる担い手を一人でも多く確保するよう努めます。 | 総務部 警察本部 |
| 60 | 犯罪被害者等早期援助団体に対する指導 | 警務課において、必要に応じ、犯罪被害者等早期援助団体に対し資料の提出を求めるなどにより指導を行います。 | 警察本部 |
| 61 | 民間支援団体の安定した財政基盤確立への支援 | 民間支援団体が安定した財政基盤のもとで充実した活動ができるよう、民間支援団体における自主財源確保に向けた取組に対する支援を行います。 | 総務部 警察本部 |

◆連携・協力に関するもの

| No. | 施策名 | 施策の概要 | 所管 |
|-----|---------------------|--|-------------|
| 62 | 早期援助団体に対する被害者等情報の提供 | 被害者等から同意を得て、警察から犯罪被害者等早期援助団体へ被害者等に関する情報を提供することにより、被害者が必要とする支援への速やかな対応や、被害状況を繰り返し説明することによる被害者の精神的負担軽減を図ります。 | 警察本部 |
| 63 | 民間支援団体との連携・協力の促進 | 民間支援団体との一層の連携を図るとともに、民間支援団体の支援が充実するよう、情報の提供や助言を行います。 | 総務部 警察本部 |

◆周知促進に関するもの

| No. | 施策名 | 施策の概要 | 所管 |
|-----|-----------------|---|-------------|
| 64 | 民間支援団体の活動への支援 | 民間支援団体が開催する講演会等について、その意義や趣旨に賛同できるものは、各種媒体を活用し広報するなどして、民間支援団体の活動を支援します。 また、市町村や関係機関・団体等に対し、民間支援団体との連携・協力の充実・強化を働きかけます。 | 総務部 警察本部 |
| 65 | 理解促進に向けた広報啓発の実施 | 犯罪被害者等の現状（生命・身体等直接被害及び周囲の無責任な言動等による二次的被害）や犯罪被害者支援の必要性及び民間支援団体の意義や支援活動についての周知等を図るため、ウェブサイト・SNS等広報啓発手法や媒体の多様化に努め、効果的な広報啓発を行います。また、被害者支援を考える月間（11月）において、被害者支援フォーラムや巡回パネル展、支援従事者への功労者表彰を行うなど、関係機関・団体と連携し、県民や事業者への理解増進に向けた広報啓発の取組を集中的に実施します。 | 総務部 警察本部 |

施策の柱Ⅱ 損害回復・経済的支援等への取組

基本的施策4 日常生活の支援及び配慮（第15条関係）

基本的施策5 居住の安定（第17条関係）

基本的施策6 雇用の安定（第18条関係）

基本的施策7 経済的負担の軽減（第19条関係）

基本的施策4 日常生活の支援及び配慮（第15条関係）

<現状と課題>

犯罪被害者等は、犯罪等により、生命を奪われ、家族を失い、障害を負わされ、財産を奪われるといった様々な被害を受けるほか、精神的被害や身体的な不調、警察の事情聴取、裁判への参加、行政機関での複雑な手続き等、様々な状況に対応しなければならず、日常生活を維持することが困難になることも多くあります。

このため、犯罪被害者等が被害前の平穏な生活に少しでも近づけるよう、日常生活を支えるためのきめ細やかな支援や様々な配慮が求められています。

<施策の方向性>

犯罪被害者等が、様々な被害から早期に回復し、安心して日常生活を営むことができるよう、犯罪被害等の状況や置かれている立場など、それぞれの実情に応じた生活支援や精神的負担の軽減、人権への配慮等、必要な施策を推進します。

<具体的施策>

◆主に身体犯又は交通事故事件の被害者等を対象とするもの

| No. | 施策名 | 施策の概要 | 所管 |
|---------------------------|-----------------------------------|--|------|
| 66 (9) | 指定被害者支援要員による支援 〔再掲〕 | 身体犯又は重大な交通事故事件等の被害者等に対し、指定被害者支援要員として指定を受けた警察官が付添い、要望や心配事の聴取、被害者のニーズに応じた各種支援制度の説明、関係機関等の紹介などの支援活動を行います。 | 警察本部 |
| 67 (8) (48) (57) | 犯罪被害者等早期援助団体による犯罪被害者等への支援 〔再掲〕 | 民間支援団体への業務委託により、犯罪被害者等への相談業務や裁判所・病院・警察等への付添い、代理傍聴、生活支援、相談員の育成等を行います。 (実施主体：公益社団法人にいがた被害者支援センター) | 警察本部 |
| 68 (62) | 早期援助団体に対する被害者等情報の提供 〔再掲〕 | 被害者等から同意を得て、警察から犯罪被害者等早期援助団体へ被害者等に関する情報を提供することにより、被害者が必要とする支援への速やかな対応や、被害状況を繰り返し説明することによる被害者の精神的負担軽減を図ります。 | 警察本部 |
| 69 | 警察職員によるカウンセリング制度の運用 | 被害者等の精神的被害の回復のため、警察職員の犯罪被害者等カウンセラー（臨床心理士・公認心理師の有資格者）が、カウンセリングや捜査手続への付添い等を行います。 | 警察本部 |

| | | | |
|------------|------------------------------|--|------|
| 70 (11) | 死傷者多数事案発生 時における支援 〔再掲〕 | 死傷者が多数に及ぶ事案が発生し、管轄所属の指定被害者支援要員だけでは被害者等支援活動が十分にできないおそれがあるときに、指定被害者支援要員を効果的に運用し、組織的・総合的な支援活動を行います。 | 警察本部 |
| 71 (14) | 捜査情報の適切な 提供〔再掲〕 | 被害者連絡制度により、身体犯又は重大な交通事故事件等の被害者等に対し、捜査状況等を連絡し、被害者の要望やニーズに沿った情報提供等を行います。 | 警察本部 |

◆性被害の被害者を対象とするもの

| No. | 施策名 | 施策の概要 | 所管 |
|----------------------------|------------------------|--|------|
| 72 (29) (51) (58) | 性暴力・性犯罪被害者への支援 〔再掲〕 | 民間支援団体への業務委託により、性暴力・性犯罪被害者に対する一元的・総合的な支援窓口として、相談業務や心身回復支援（医療機関等の紹介、受診時の付添い、医療費補助等）、警察等への付添い、相談員の育成等を行います。また、性暴力・性犯罪に関する相談窓口、全国共通番号（#8891／はやくワストップ）や電話相談の24時間化などの周知等により、相談につながりやすい体制の充実に努めます。 （実施主体：公益社団法人にいがた被害者支援センター（性暴力被害者支援センターにいがた）） | 総務部 |
| 73 (30) | 性犯罪被害者等への支援 〔再掲〕 | 性犯罪捜査及び被害者支援に適性を有する警察官を「性犯罪指定捜査員」と指定し、性犯罪被害者から事情聴取等を適切に行うことにより、性犯罪被害の潜在化の防止及び精神的負担の軽減を図るとともに、関係機関との連携・調整を行います。 | 警察本部 |

◆少年の被害者を対象とするもの

| No. | 施策名 | 施策の概要 | 所管 |
|------------|-------------------|--|------|
| 74 (19) | 被害少年の保護対策 〔再掲〕 | 県下3か所に少年警察補導員が常駐する少年サポートセンターを設置し、各警察署と連携し、少年や保護者からの相談対応、精神的ケア等の継続支援や支援団体の紹介、被害少年に配慮した捜査活動等を行います。 | 警察本部 |

◆ひとり親家庭を対象とするもの

| No. | 施策名 | 施策の概要 | 所管 |
|------------|--------------------------|---|-------|
| 75 (38) | ひとり親家庭等の自立に向けた支援 〔再掲〕 | 経済的・精神的に厳しい状況にあり、個人ごとに抱える問題等が異なるひとり親家庭のため、出張型就業相談、学習等支援等のきめ細かな福祉サービスを提供します。 | 福祉保健部 |
| 76 | ひとり親家庭等の自立支援訓練給付金制度の運用 | ひとり親家庭の父母等の自立に向け、資格取得等に向けた講座の受講費用、養成機関修業中の生活費等を給付します。 | 福祉保健部 |

◆子どもを対象とするもの

| No. | 施策名 | 施策の概要 | 所管 |
|-----|------------------|---|-------|
| 77 | こどもの居場所づくりに対する支援 | こどもが孤独・孤立に陥ることがないように、こども食堂の開催や学習支援など、こどもの居場所づくりに取り組む団体を支援します。 | 福祉保健部 |

基本的施策5 居住の安定（第17条関係）

<現状と課題>

犯罪被害者等は、自宅が被害現場となり居住が困難になったり、加害者から再被害を受ける恐れがあったり、また児童虐待や配偶者等からの暴力等から、自宅以外の居住場所や一時的な避難場所を確保しなければならない状況に置かれることがあります。

しかし、犯罪被害に遭ったことに伴う経済的困窮や精神的負担などにより、新たな居住先を自ら探し求めることは大変困難な状況にあると言えます。

このような状況を踏まえ、犯罪被害者等が中長期的に安心して居住することができる住居や一時的な避難場所を確保するための様々な支援に取り組む必要があります。

<施策の方向性>

犯罪被害者等が、犯罪被害の影響により、これまで住んでいた住居に引き続き居住することが困難になった場合、それぞれの状況に応じて、生活基盤となる住居や一時避難場所が確保できるよう、必要な施策を推進します。

<具体的施策>

◆住居の確保に関するもの

| No. | 施策名 | 施策の概要 | 所管 |
|-----|------------------------------|--|-------|
| 78 | 県営住宅における犯罪被害者等の優先入居等 | 県営住宅の入居者選考において、犯罪被害者等及びDV被害者を優先的に取り扱うほか、目的外使用により、一時的に県営住宅へ入居できるようにします。 | 土木部 |
| 79 | 居住支援協議会及び居住支援法人による賃貸住宅への入居支援 | 居住支援協議会及び居住支援法人により、犯罪被害者等及びDV被害者の住宅確保要配慮者への住居のマッチング・入居支援を行います。 | 土木部 |
| 80 | ハウスクリーニング費用公費支出制度の運用 | 自宅が殺人等の犯罪行為の現場となり、遺族等が引き続き居住するためにハウスクリーニングが必要な場合に、清掃に要する費用を負担します。 | 警察本部 |
| 81 | 未成年後見人に関する支援制度の運用 | 経済的理由で後見人への報酬を支払うことができない児童の後見人の確保を図るため、後見人への報酬を支払います。 | 福祉保健部 |

◆一時的避難場所の確保に関するもの

| No. | 施策名 | 施策の概要 | 所管 |
|------------|-----------------------------|--|------|
| 82 | 一時避難場所公費負担制度の運用 | 自宅が殺人等の犯罪行為の現場となり、引き続き居住することが困難な場合や加害者から危害を加えられるおそれがあるなど、被害直後に一時的に避難する必要がある場合に、宿泊施設の宿泊料を負担します。 | 警察本部 |
| 83 (25) | ストーカー・DV被害者等に対する支援・保護対策〔再掲〕 | ストーカー事案や配偶者からの暴力事案等の被害者等に対し、被害者等の安全確保を最優先に、加害行為の防止や被害者の保護措置（一時避難場所の宿泊費用負担、緊急通報装置等の貸出）等の支援・保護対策を行います。また、被害者等への電話連絡や面談により近況等を把握し、その都度、加害行為の再発や報復のおそれの有無等についてリスク評価を行うとともに、被害者等の保護措置の見直しを行うなど、被害者等の安全確保をより確実なものとするための取組を推進します。 | 警察本部 |

| | | | |
|------------|----------------------------|--|-------|
| 84 (56) | DV被害者の支援体制の強化〔再掲〕 | 「新潟県困難な問題を抱える女性支援及び配偶者等暴力防止・被害者支援基本計画」に基づき、困難な問題を抱える女性支援事業（困難な問題を抱える女性及びDV被害者支援調整会議、研修事業、広報啓発等）、一時保護委託事業、DV被害者等セーフティネット強化支援パイロット事業（民間シェルター等の取組促進）を実施します。 | 福祉保健部 |
| 85 (17) | 児童虐待に関する相談及び一時保護〔再掲〕 | 児童虐待に係る相談業務（市町村への情報提供・職員研修、専門的知識・技術を要する相談対応等）及び被虐待児の一時保護を行います。 | 福祉保健部 |
| 86 (24) | 女性相談支援センターにおける相談及び一時保護〔再掲〕 | 夫等からの暴力や、帰省先がない、離婚したいなど、女性の生活上の諸問題について相談に応じます。 また、相談所内に設置される一時保護所で、困難な問題を抱える女性及び暴力被害者を一時保護します。 | 福祉保健部 |
| 87 | 女性自立支援施設「あかしや寮」における一時保護 | 女性自立支援施設「あかしや寮」において、困難な問題を抱える女性及び暴力被害者を保護し、その自立を支援します。 | 福祉保健部 |
| 88 | 母子生活支援施設扶助制度の運用 | 母子福祉の向上を図るため、母子が母子生活支援施設に入所し、母子保護の実施を行った際の必要経費を負担します。 | 福祉保健部 |

基本的施策6 雇用の安定（第18条関係）

<現状と課題>

犯罪被害者等は、突然の犯罪等による心身の被害に加え、警察での事情聴取、治療のための入院・通院、裁判への参加、行政機関での手続き等、多くの状況に対応しなければならないため、犯罪被害が原因で仕事の継続が困難になる場合があります。

また、犯罪被害者等が置かれている状況や支援の必要性について、事業者の理解が得られないことや、職場における二次的被害により離職せざるを得ない状況になるなど、雇用関係の維持に支障を来すことも少なくありません。

このため、犯罪被害者等に対する就労支援の推進や、事業者による被害者への十分な理解・配慮が求められています。

<施策の方向性>

犯罪被害者等の現状や就労における犯罪被害者等支援の必要性について、事業者の理解促進が図られるよう、必要な施策を推進するとともに、犯罪被害者等の就労支援に必要な施策を推進します。

<具体的施策>

◆雇用全般に関するもの

| No. | 施策名 | 施策の概要 | 所管 |
|------------|-------------------------|--|-------|
| 89 (40) | 個別労働関係紛争の解決促進に向けた取組〔再掲〕 | 個別労働関係紛争の自主的な解決を促進するため、新潟、長岡、上越の各労働相談所において、労働者及び事業主からの相談対応や必要な情報の提供等を行います。 | 産業労働部 |
| 90 | 離職者の就労に向けた職業訓練 | 離職者を対象に、円滑な再就職を促進するため、公共職業訓練を実施します。 | 産業労働部 |

◆若者を対象とするもの

| No. | 施策名 | 施策の概要 | 所管 |
|------------|--------------------|---|-------|
| 91 (41) | 若年者の就労に向けた支援〔再掲〕 | 県、ハローワークが一体となって、情報提供や職業能力開発からキャリアコンサルティング、職業紹介など総合的な就職支援を行う若年者ワンストップサービスセンター「若者しごと館」を設置し、犯罪等の被害に遭った若年者を含め、若年者の就職を支援します。 | 産業労働部 |
| 92 (42) | 若年者の就労に向けた情報提供〔再掲〕 | 若年の就業・就職を応援する県内企業（ジョブカフェカンパニー）の情報をウェブサイトにて公開し、若年者の県内就職による定住促進を図ります。 | 産業労働部 |
| 93 | 若年者の就労に向けた職業訓練 | 学卒者・若年求職者を対象に、地域産業に貢献できる技能者の養成と若年の安定雇用を図るため、公共職業訓練を実施します。 | 産業労働部 |

◆ひとり親家庭を対象とするもの

| No. | 施策名 | 施策の概要 | 所管 |
|--------------------|----------------------------|---|-------|
| 94 (38) (75) | ひとり親家庭等の自立に向けた支援〔再掲〕 | 経済的・精神的に厳しい状況にあり、個人ごとに抱える問題等が異なるひとり親家庭のため、出張型就業相談、学習等支援等のきめ細かな福祉サービスを提供します。 | 福祉保健部 |
| 95 (76) | ひとり親家庭等の自立支援訓練給付金制度の運用〔再掲〕 | ひとり親家庭の父母等の自立に向け、資格取得等に向けた講座の受講費用、養成機関修業中の生活費等を給付します。 | 福祉保健部 |
| 96 (39) | ひとり親家庭等の就業等に向けた支援〔再掲〕 | ひとり親家庭の父母等の自立に向け、専門の相談員による就労支援及び相談、情報提供等による養育費取得支援を行います。 | 福祉保健部 |

基本的施策 7 経済的負担の軽減（第 19 条関係）

<現状と課題>

犯罪被害者等は、被害直後から中長期にわたり、治療のために多額の費用負担を強いられるほか、生活維持者を失い収入がなくなるなど経済的に困窮することが少なくありません。また、多大な損害を被った犯罪被害者等が、加害者に損害賠償の請求を行っても、多くの場合、十分な補償は期待できません。

犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るためには、犯罪被害者等のそれぞれの実情に応じた支援施策が求められています。

<施策の方向性>

犯罪被害者等の様々な経済的負担を軽減するため、関係機関と連携し、経済的支援施策の充実に努めるとともに、既存の社会保障等の制度も含め、利用可能な経済的支援制度に関する情報の提供や利用の助言等を行うなど、必要な施策を推進します。

<具体的施策>

◆生活の再建に資するもの

| No. | 施策名 | 施策の概要 | 所管 |
|-----|--------------|---|-------|
| 97 | 犯罪被害給付制度の運用 | 故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者遺族や重大な被害（重症、障害）を受けた犯罪被害者に対し、犯罪被害者等給付金を支給します。（制度：国、申請先：公安委員会、申請窓口：警察） また、全ての事案において仮給付を検討し、給付金の種別ごとの性質を踏まえ、複数回の仮給付を検討する等、仮給付制度の積極的な活用を図ります。 | 警察本部 |
| 98 | 生活福祉資金の貸付け支援 | 所得の少ない世帯、障害者のいる世帯及び介護を要する高齢者のいる世帯に対して、必要な相談支援と資金の貸付けを行います。（実施主体：新潟県社会福祉協議会） | 福祉保健部 |
| 99 | 生活保護制度の適正な運用 | 生活保護受給者が犯罪被害者等給付金を受給する場合、給付金の申請を勧奨するとともに、自立更生計画作成の支援を行い、給付金を有効に活用できるよう配慮します。 | 福祉保健部 |

◆医療費に関するもの

| No. | 施策名 | 施策の概要 | 所管 |
|-----|---------------------|---|-------|
| 100 | 医療費等支出制度の運用 | 犯罪被害を受け、医療機関を受診した際の診察料等について、公費負担します。 | 警察本部 |
| 101 | カウンセリング費用等公費支出制度の運用 | 犯罪被害者等が精神科医等の診察を受けた際の費用や臨床心理士等のカウンセリングを受けた際の費用について、公費負担します。 | 警察本部 |
| 102 | 自立支援医療（精神通院医療）制度の運用 | PTSD等の精神疾患により継続的な通院が必要になった場合、医療費の負担を軽減するため、通院にかかる医療費の一部を公費で負担します。 | 福祉保健部 |
| 103 | 医療保険の給付等の周知 | 犯罪の被害を受けたことにより生じた傷病は、一般の保険事故と同様に医療保険の対象とされていること等について適切に案内します。 | 福祉保健部 |

◆裁判費用に関するもの

| No. | 施策名 | 施策の概要 | 所管 |
|------------|--------------------------|--|-------------|
| 104 (5) | 被害回復等のための援助に関する情報の提供〔再掲〕 | 被害者等が、弁護士等の専門的知識・技能を有する者の援助を適切に受けることができるよう、「犯罪被害者等法律援助制度」や、他機関が実施する支援施策等の情報の提供に努めます。 | 総務部 警察本部 |

◆居住費用に関するもの

| No. | 施策名 | 施策の概要 | 所管 |
|---------------------|-----------------------------|--|------|
| 105 (82) | 一時避難場所公費負担制度の運用〔再掲〕 | 自宅が殺人等の犯罪行為の現場となり、引き続き居住することが困難な場合や加害者から危害を加えられるおそれがあるなど、被害直後に一時的に避難する必要がある場合に、宿泊施設の宿泊料を負担します。 | 警察本部 |
| 106 (25) (83) | ストーカー・DV被害者等に対する支援・保護対策〔再掲〕 | ストーカー事案や配偶者からの暴力事案等の被害者等に対し、被害者等の安全確保を最優先に、加害行為の防止や被害者の保護措置（一時避難場所の宿泊費用負担、緊急通報装置等の貸出）等の支援・保護対策を行います。また、被害者等への電話連絡や面談により近況等を把握し、その都度、加害行為の再発や報復のおそれの有無等についてリスク評価を行うとともに、被害者等の保護措置の見直しを行うなど、被害者等の安全確保をより確実なものとするための取組を推進します。 | 警察本部 |
| 107 (80) | ハウスクリーニング費用公費支出制度の運用〔再掲〕 | 自宅が殺人等の犯罪行為の現場となり、遺族等が引き続き居住するためにハウスクリーニングが必要な場合に、清掃に要する費用を負担します。 | 警察本部 |

◆就学費用に関するもの

| No. | 施策名 | 施策の概要 | 所管 |
|-----|--------------------|---|-----|
| 108 | 私立高校生等に対する就学支援 | 私立高校生等に対して授業料に係る支援金を支給します。 | 総務部 |
| 109 | 私立高等学校等奨学のための支援 | 私立高等学校に通う生徒がいる低所得世帯の授業料以外の教育費負担を軽減するため、奨学給付金を支給します。 | 総務部 |
| 110 | 私立高等学校等学費軽減に向けた支援 | 私立高等学校等が行う低所得世帯の学費を軽減するため、入学金・授業料・施設整備費等の補助を行います。 | 総務部 |
| 111 | 私立専門学校生への支援 | 低所得世帯の者であっても高等教育機関において修学できるよう、法令に基づき入学金及び授業料を減免し、経済的負担の軽減を行います。 | 総務部 |
| 112 | 新潟県立大学生に対する修学支援 | 新潟県立大学が行う授業料・入学金の減免費用の補助を行います。 | 総務部 |
| 113 | 新潟県立看護大学生に対する修学支援 | 新潟県立看護大学が行う授業料・入学金の減免費用の補助を行います。 | 総務部 |
| 114 | 県立高校生等に対する就学支援 | 高校生等に対して、授業料に充当する就学支援金を支給します。 | 教育庁 |
| 115 | 県立学校授業料等減免制度の運用 | 経済的な理由により、県立学校の入学金及び授業料の納入が困難な場合に、その全額又は半額を免除します。 | 教育庁 |
| 116 | 県立高校生等に対する奨学のための支援 | 高校生等がいる低中所得者世帯に対し、授業料以外の教育に係る経費の負担軽減を図るため、奨学給付金を支給します。 | 教育庁 |
| 117 | 修学困難者への奨学金貸与制度の運用 | 経済的理由により修学が困難な高校生等に対して、奨学金を貸与します。 | 教育庁 |

◆見舞金等の支給に関するもの

| No. | 施策名 | 施策の概要 | 所管 |
|-----|-------------------------------|--|------|
| 118 | 市町村が支給する 犯罪被害者等見舞金 への補助 | 犯罪行為により亡くなられた方の遺族又は重傷病を負われた方に、地域が寄り添う姿勢を示し心の支えとなることは、被害者等の早期の立ち直りにつながることから、被害者等に対し、地域が寄り添う姿勢を示すため、市町村が支給した見舞金に対して県がその一部を補助します。 | 総務部 |
| 119 | 国外犯罪被害弔慰金 等支給制度の運用 | 日本国外において行われた故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた日本国民の遺族に対し国外犯罪被害弔慰金を、障害が残った日本国民に対し国外犯罪被害障害見舞金を支給します。(制度：国、申請先：公安委員会、申請窓口：警察) | 警察本部 |
| 120 | 交通遺児等に対する 支援 | 父母等が交通事故により死亡又は重度の後遺障害を受けた交通遺児等に対して、見舞一時金や入学・卒業祝金等の給付や激励及び交流事業を行います。 (実施主体：公益財団法人新潟県交通遺児基金) | 総務部 |

◆性犯罪の被害者を対象とするもの

| No. | 施策名 | 施策の概要 | 所管 |
|-------------------------------------|----------------------------|--|------|
| 121 (29) (51) (58) (72) | 性暴力・性犯罪被害 者への支援 〔再掲〕 | 民間支援団体への業務委託により、性暴力・性犯罪被害者に対する一元的・総合的な支援窓口として、相談業務や心身回復支援（医療機関等の紹介、受診時の付添い、医療費補助等）、警察等への付添い、相談員の育成等を行います。また、性暴力・性犯罪に関する相談窓口、全国共通番号（#8891/はやくワストップ）や電話相談の24時間化などの周知等により、相談につながりやすい体制の充実に努めます。 (実施主体：公益社団法人にいがた被害者支援センター (性暴力被害者支援センターにいがた)) | 総務部 |
| 122 (31) | 性犯罪被害に関する 相談対応〔再掲〕 | 全国共通電話番号（#8103/ハートさん）により、相談者の経済的負担の軽減を図りつつ、性犯罪被害に関する電話相談を受けます。 | 警察本部 |

◆暴力団等からの被害者を対象とするもの

| No. | 施策名 | 施策の概要 | 所管 |
|-------------|----------------------|--|------|
| 123 (33) | 暴力団犯罪被害者へ の支援〔再掲〕 | 暴力団員による不当行為の防止と被害救済を図るため、暴力団員に関する相談対応及び弁護士相談費用の助成等の被害者救済を行います。 (実施主体：新潟県暴力追放運動推進センター) | 警察本部 |

◆ひとり親家庭、子どもを対象とするもの

| No. | 施策名 | 施策の概要 | 所管 |
|-------------|-----------------------------|--|-------|
| 124 | 児童扶養手当扶助費 支給制度の運用 | 父又は母と生計を同じくしていない児童を監護または養育している者へ手当を支給します。 | 福祉保健部 |
| 125 | 母子父子寡婦福祉資 金貸付制度の運用 | 配偶者のない女子又は配偶者のない男子で児童を扶養しているもの及び寡婦等に対して、必要な資金の貸し付けを行います。 | 福祉保健部 |
| 126 (88) | 母子生活支援施設扶 助制度の運用 〔再掲〕 | 母子福祉の向上を図るため、母子が母子生活支援施設に入所し、母子保護の実施を行った際の必要経費を負担します。 | 福祉保健部 |

| | | | |
|-----------------------------|----------------------------|--|-------|
| 127 (81) | 未成年後見人に関する支援制度の運用 〔再掲〕 | 経済的理由で後見人への報酬を支払うことができない児童の後見人の確保を図るため、後見人への報酬を支払います。 | 福祉保健部 |
| 128 (38) (75) (94) | ひとり親家庭等の自立に向けた支援 〔再掲〕 | 経済的・精神的に厳しい状況にあり、個々人ごとに抱える問題等が異なるひとり親家庭のため、出張型就業相談、学習等支援等のきめ細かな福祉サービスを提供します。 | 福祉保健部 |
| 129 (76) (95) | ひとり親家庭等の自立支援訓練給付金制度の運用〔再掲〕 | ひとり親家庭の父母等の自立に向け、資格取得等に向けた講座の受講費用、養成機関修業中の生活費等を給付します。 | 福祉保健部 |
| 130 (39) (96) | ひとり親家庭等の就業等に向けた支援 〔再掲〕 | ひとり親家庭の父母等の自立に向け、専門の相談員による就労支援及び相談、情報提供等による養育費取得支援を行います。 | 福祉保健部 |
| 131 | ひとり親家庭等の医療費助成制度の運用 | ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、その医療費の一部を助成します。 | 福祉保健部 |
| 132 (77) | こどもの居場所づくりに対する支援 〔再掲〕 | こどもが孤独・孤立に陥ることがないように、こども食堂の開催や学習支援など、こどもの居場所づくりに取り組む団体を支援します。 | 福祉保健部 |

◆その他

| No. | 施策名 | 施策の概要 | 所管 |
|-----|------------------|--|-------|
| 133 | 司法解剖に伴う公費負担制度の運用 | 犯罪被害者の司法解剖に伴う死体検案書作成費用、遺体搬送費用及び遺体修復費用について、公費負担します。 | 警察本部 |
| 134 | 制服購入費用等公費負担制度の運用 | 犯罪の被害により、制服等が破損等したため必要となる購入費用等を公費負担します。 | 警察本部 |
| 135 | 特別児童扶養手当等の適切な運用 | 犯罪被害者等から相談を受けた場合は、特別児童扶養手当等について適切に案内します。 | 福祉保健部 |
| 136 | 障害年金等の適切な運用 | 犯罪被害者等から相談を受けた場合は、障害年金等について適切な窓口につなぎます。 | 福祉保健部 |
| 137 | 介護保険制度の適切な運用 | 犯罪被害者等から相談を受けた場合は、介護保険料の減免等について適切な窓口につなぎます。 | 福祉保健部 |
| 138 | 県税における適切な対応 | 犯罪被害者等が置かれている状況に応じて、申告・納付期限の延長、納税緩和措置の対応を行います。 | 総務部 |

施策の柱Ⅲ 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

基本的施策8 心身に受けた影響からの回復（第14条関係）

基本的施策9 安全の確保（第16条関係）

基本的施策8 心身に受けた影響からの回復（第14条関係）

<現状と課題>

犯罪被害者等は、犯罪等による負傷や長期間の治療、後遺症による看護や介護など、その後の生活に大きな影響を受ける場合があります。また、事件により大きな精神的ショックを受け、恐怖感や不安感、不眠や食欲不振、集中力の低下、場合によっては、一時的な精神反応にとどまらず、PTSD（心的外傷後ストレス障害）等の持続的な症状が現れることもあります。

このような状況にある犯罪被害者等に対して、それぞれの心身の状況に応じた適切な支援を行うことが求められています。

<施策の方向性>

犯罪被害者等が、犯罪等による身体的・精神的な被害から早期に回復することができるよう、犯罪被害者等の心身の状況を適切に把握し、その段階に応じた心のケア、治療等を行うための制度の活用等、必要な施策を推進します。

<具体的施策>

◆心身の被害全般に関するもの

| No. | 施策名 | 施策の概要 | 所管 |
|--|---------------------------|--|------|
| 139 (29) (51) (58) (72) (121) | 性暴力・性犯罪被害者への支援〔再掲〕 | 民間支援団体への業務委託により、性暴力・性犯罪被害者に対する一元的・総合的な支援窓口として、相談業務や心身回復支援（医療機関等の紹介、受診時の付添い、医療費補助等）、警察等への付添い、相談員の育成等を行います。また、性暴力・性犯罪に関する相談窓口、全国共通番号（#8891／はやくワストップ）や電話相談の24時間化などの周知等により、相談につながりやすい体制の充実に努めます。 （実施主体：公益社団法人にいがた被害者支援センター（性暴力被害者支援センターにいがた）） | 総務部 |
| 140 (30) (73) | 性犯罪被害者等への支援〔再掲〕 | 性犯罪捜査及び被害者支援に適性を有する警察官を「性犯罪指定捜査員」と指定し、性犯罪被害者から事情聴取等を適切に行うことにより、性犯罪被害の潜在化の防止及び精神的負担の軽減を図るとともに、関係機関との連携・調整を行います。 | 警察本部 |
| 141 | 産婦人科等との連携 | 産婦人科や精神科などの協力医療機関等との連携強化を図り、被害者が安心して相談、診療・検査等を受けることができるよう、支援の充実に努めます。 | 総務部 |
| 142 (118) | 市町村が支給する犯罪被害者等見舞金への補助〔再掲〕 | 犯罪行為により亡くなられた方の遺族又は重傷病を負われた方に、地域が寄り添う姿勢を示し心の支えとなることは、被害者等の早期の立ち直りにつながることから、被害者等に対し、地域が寄り添う姿勢を示すため、市町村が支給した見舞金に対して県がその一部を補助します。 | 総務部 |

| | | | |
|---------------------|----------------------------|---|-------|
| 143 (131) | ひとり親家庭等の医療費助成制度の運用 〔再掲〕 | ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、その医療費の一部を助成します。 | 福祉保健部 |
| 144 | 里親制度の運用 | 児童福祉法に基づき、家庭で生活ができなくなった子どもたちが、家族の一員として愛情をもって心身の成長を支える里親のもとで生活できるよう、支援を行います。 | 福祉保健部 |
| 145 | 地域格差のない迅速適切な救急医療の提供 | 地域格差なく迅速適切な救急医療が提供されるよう、初期救急、二次救急及び三次救急の救急医療体制の整備を図るとともに、メディカルコントロール体制の充実を図ります。 | 福祉保健部 |
| 146 | 救急医療に連動した精神的ケアのための体制の確保 | 救急医療における犯罪被害者等の精神的ケアに対応するため、救急医療体制における精神科医との適切な連携体制の確保を図ります。 | 福祉保健部 |
| 147 (32) | 妊娠電話相談窓口 〔再掲〕 | 平日日中は保健所において相談に対応しているほか、夜間の相談窓口として「にいがた 助産師 そうだん ～赤ちゃん、子育て、妊娠、思春期、からだのこと～」を開設しており、緊急避妊の方法等に関する情報提供やからだの相談も行います。 | 福祉保健部 |
| 148 (37) (52) | 高次脳機能障害者への支援 〔再掲〕 | 犯罪被害者等を含め、高次脳機能障害のある方やその家族が、地域において必要な支援を受けられるよう、高次脳機能障害に関する相談の対応、家族教室の開催、関係職員研修、理解を広げるための普及啓発を行います。 | 福祉保健部 |

◆身体的被害に関するもの

| No. | 施策名 | 施策の概要 | 所管 |
|--------------|---------------------|--------------------------------------|------|
| 149 (100) | 医療費等支出制度の運用 〔再掲〕 | 犯罪被害を受け、医療機関を受診した際の診察料等について、公費負担します。 | 警察本部 |

◆精神的被害に関するもの

| No. | 施策名 | 施策の概要 | 所管 |
|---------------------|-----------------------------|--|-------|
| 150 (69) | 警察職員によるカウンセリング制度の運用 〔再掲〕 | 被害者等の精神的被害の回復のため、警察職員の犯罪被害者等カウンセラー（臨床心理士・公認心理師の有資格者）が、カウンセリングや捜査手続への付添い等を行います。 | 警察本部 |
| 151 (101) | カウンセリング費用等公費支出制度の運用 〔再掲〕 | 犯罪被害者等が精神科医等の診察を受けた際の費用や臨床心理士等のカウンセリングを受けた際の費用について、公費負担します。 | 警察本部 |
| 152 (19) (74) | 被害少年の保護対策 〔再掲〕 | 県下3か所に少年警察補導員が常駐する少年サポートセンターを設置し、各警察署と連携し、少年や保護者からの相談対応、精神的ケア等の継続支援や支援団体の紹介、被害少年に配慮した捜査活動等を行います。 | 警察本部 |
| 153 (102) | 自立支援医療（精神通院医療）制度の運用 〔再掲〕 | PTSD等の精神疾患により継続的な通院が必要になった場合、医療費の負担を軽減するため、通院にかかる医療費の一部を公費で負担します。 | 福祉保健部 |
| 154 (20) | スクールカウンセラー制度の運用 〔再掲〕 | 児童生徒等の心理に関して専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー等を学校に配置し、犯罪被害に遭った児童生徒、その兄弟姉妹である児童生徒や保護者も含め、児童生徒や保護者、教職員に対する心のケアや相談への助言・支援を行います。 | 教育庁 |

| | | | |
|-------------|--------------------------------|---|-----|
| 155 (21) | スクールソーシャル ワーカー制度の運用 〔再掲〕 | 児童生徒の犯罪等の被害を含めた問題の解決を図るため、スクールソーシャルワーカーを学校等に派遣し、相談への指導・助言や家庭及び児童相談所、医療・福祉・警察等関係機関との連携等を行います。 | 教育庁 |
| 156 (23) | 不登校児童に対する 支援〔再掲〕 | 犯罪等の被害に遭った児童生徒又はその兄弟姉妹が不登校となった場合、当該児童生徒の個別の状況に応じ、スクールカウンセラーによるカウンセリングや学習指導等を通じた学校復帰等のための継続的支援を行います。 | 教育庁 |

◆その他

| No. | 施策名 | 施策の概要 | 所管 |
|----------------------|------------------------------|---|-------|
| 157 (77) (132) | こどもの居場所づ くりに対する支援 〔再掲〕 | こどもが孤独・孤立に陥ることがないように、こども食堂の開催や学習支援など、こどもの居場所づくりに取り組む団体を支援します。 | 福祉保健部 |

基本的施策 9 安全の確保（第 16 条関係）

<現状と課題>

犯罪被害者等は、犯罪被害が発生した後も、加害者から再び危害を加えられるのではないかと不安や恐怖を抱きながらの生活を余儀なくされることがあります。

特に、配偶者からの暴力事案、ストーカー事案、児童虐待等は、被害が潜在化しやすく、また加害行為が繰り返し行われることが少なくないことから、犯罪被害者等の安全に配慮した一時保護所の確保が必要です。また、被害者に関する個人情報適切に取り扱われなかった場合、再被害の恐れが高まるなどの問題が生じる可能性もあります。

さらに、犯罪被害者等は、犯罪による直接的な被害にとどまらず、周囲の言動等による、更なる精神的被害（二次的被害）を受けることもあります。

このため、犯罪被害者等の不安を軽減し、安全を確保するための様々な取組が必要です。

<施策の方向性>

犯罪被害者等が二次的被害や再被害に遭わないよう、犯罪被害者等に対し、安全を確保する上で必要な情報の提供や、一時保護や入所施設による保護、防犯に関する指導や助言を行います。また、犯罪被害者等の個人情報を適切に取り扱うなど、犯罪被害者等の安全を確保するために必要な施策を推進します。

<具体的施策>

◆安全の確保を要する被害者全般を対象とするもの

| No. | 施策名 | 施策の概要 | 所管 |
|----------------------|---------------------|--|------|
| 158 (16) | 再被害防止に向けた保護対策〔再掲〕 | 犯罪の被害者等が加害者により再び危害を加えられる事態を防止することを目的に、被害者等の安全の確保を最優先に、保護措置等の対策を講じます。 | 警察本部 |
| 159 (82) (105) | 一時避難場所公費負担制度の運用〔再掲〕 | 自宅が殺人等の犯罪行為の現場となり、引き続き居住することが困難な場合や加害者から危害を加えられるおそれがあるなど、被害直後に一時的に避難する必要がある場合に、宿泊施設の宿泊料を負担します。 | 警察本部 |
| 160 | 110番緊急通報システム登録の運用 | 配偶者からの暴力事案やストーカー事案の被害者等に関する情報を事前に通信指令システムに登録し、登録者から110番通報を受理した場合、即座に登録内容を自動表示させ迅速に対応することにより、再被害を未然に防止します。 | 警察本部 |
| 161 (15) | 犯罪被害者等への訪問・連絡活動〔再掲〕 | 犯罪被害者等の要望に基づき地域警察官が住居地を訪問し、被害回復や被害拡大防止等に関する情報の提供、防犯指導等を行うとともに、警察に対する要望、苦情、相談等を聴取します。 | 警察本部 |
| 162 (14) (71) | 捜査情報の適切な提供〔再掲〕 | 被害者連絡制度により、身体犯又は重大な交通事故事件等の被害者等に対し、捜査状況等を連絡し、被害者の要望やニーズに沿った情報提供等を行います。 | 警察本部 |
| 163 | 適切な報道発表 | 犯罪被害者等の個人情報に関する報道について、プライバシーの保護、被害者の実名を公表することの公益性等の事情を総合的に勘案し、個別具体的な案件ごとに、被害者等の人権や安全に配慮した適切な発表内容となるように配慮します。 | 警察本部 |
| 164 | 行方不明者の早期発見に向けた取組 | 行方不明者の早期発見に向け、迅速かつ広範囲な捜索及び情報収集を実施します。 | 警察本部 |

| | | | |
|-----|----------------|--|-------------|
| 165 | 個人情報取扱いへの十分な留意 | 犯罪被害者等が関係機関・団体の支援を希望した場合に、支援の目的以外には使用しないことを説明し、伝達する情報については必ず同意を得るなど、個人情報の取扱いには十分留意します。 | 総務部 警察本部 |
|-----|----------------|--|-------------|

◆暴力団等からの被害者を対象とするもの

| No. | 施策名 | 施策の概要 | 所管 |
|-------------|-----------------|---|------|
| 166 (34) | 暴力団等からの保護対策〔再掲〕 | 暴力団等による犯罪の被害者に対する報復等を未然に防止し、保護対象者の安全を確保するため、身辺警戒員による保護対策やパトロールを実施するほか、必要に応じて携帯型緊急通報装置の貸出しを行います。 | 警察本部 |

◆女性、DV被害者、ストーカー被害者を対象とするもの

| No. | 施策名 | 施策の概要 | 所管 |
|------------------------------|-----------------------------|--|-------|
| 167 (24) (87) | 女性相談支援センターにおける相談及び一時保護〔再掲〕 | 夫等からの暴力や、帰省先がない、離婚したいなど、女性の生活上の諸問題について相談に応じます。 また、相談所内に設置される一時保護所で、困難な問題を抱える女性及び暴力被害者を一時保護します。 | 福祉保健部 |
| 168 (86) | 女性自立支援施設「あかしや寮」における一時保護〔再掲〕 | 女性自立支援施設「あかしや寮」において、困難な問題を抱える女性及び暴力被害者を保護し、その自立を支援します。 | 福祉保健部 |
| 169 (56) (84) | DV被害者の支援体制の強化〔再掲〕 | 「新潟県困難な問題を抱える女性支援及び配偶者等暴力防止・被害者支援基本計画」に基づき、困難な問題を抱える女性支援事業（困難な問題を抱える女性及びDV被害者支援調整会議、研修事業、広報啓発等）、一時保護委託事業、DV被害者等セーフティネット強化支援パイロット事業（民間シェルター等の取組促進）を実施します。 | 福祉保健部 |
| 170 (25) (83) (106) | ストーカー・DV被害者等に対する支援・保護対策〔再掲〕 | ストーカー事案や配偶者からの暴力事案等の被害者等に対し、被害者等の安全確保を最優先に、加害行為の防止や被害者の保護措置（一時避難場所の宿泊費用負担、緊急通報装置等の貸出）等の支援・保護対策を行います。また、被害者等への電話連絡や面談により近況等を把握し、その都度、加害行為の再発や報復のおそれの有無等についてリスク評価を行うとともに、被害者等の保護措置の見直しを行うなど、被害者等の安全確保をより確実なものとするための取組を推進します。 | 警察本部 |

◆子どもを対象とするもの

| No. | 施策名 | 施策の概要 | 所管 |
|------------------------------|-------------------------|--|---------------|
| 171 (17) (85) | 児童虐待に関する相談及び一時保護〔再掲〕 | 児童虐待に係る相談業務（市町村への情報提供・職員研修、専門的知識・技術を要する相談対応等）及び被虐待児の一時保護を行います。 | 福祉保健部 |
| 172 (18) (53) | 児童虐待事案における関係機関による連携〔再掲〕 | 児童虐待の防止及び早期発見・早期対応のため、児童虐待事案の情報共有や連携を図り、再被害の防止に努めるほか、相互の職員や関係機関等を含めた合同訓練・研修を実施し、児童虐待事案への対応能力向上を図ります。 | 福祉保健部 警察本部 |
| 173 (19) (74) (152) | 被害少年の保護対策〔再掲〕 | 県下3か所に少年警察補導員が常駐する少年サポートセンターを設置し、各警察署と連携し、少年や保護者からの相談対応、精神的ケア等の継続支援や支援団体の紹介、被害少年に配慮した捜査活動等を行います。 | 警察本部 |

| | | | |
|----------------------|---------------------------|---|-------|
| 174 (81) (127) | 未成年後見人に関する支援制度の運用 〔再掲〕 | 経済的理由で後見人への報酬を支払うことができない児童の後見人の確保を図るため、後見人への報酬を支払います。 | 福祉保健部 |
| 175 | 子どもへの暴力的性犯罪の再犯防止に向けた取組 | 16歳未満の子どもを被害者とした不同意わいせつ等の暴力的性犯罪で服役した者の再犯防止を図るため、法務省から情報提供を受け、定期的な所在確認を行うほか、必要に応じて当該出所者の同意を得て面談を行うとともに、関係機関・団体との連携強化に努めます。 | 警察本部 |

◆高齢者、障害者を対象とするもの

| No. | 施策名 | 施策の概要 | 所管 |
|---------------------|-------------------|---|-------|
| 176 (27) (54) | 高齢者虐待防止に向けた取組〔再掲〕 | 高齢者虐待防止・対応及び権利擁護の円滑な実施を支援するため、市町村の取組（専門職員等による高齢者虐待に関する相談対応、高齢者の保護や養護者との分離、財産上の不当取引による被害防止等）への助言や情報提供の他、養介護施設従事者等向けの研修や関係機関との連携協力体制の整備を行います。 | 福祉保健部 |
| 177 (28) (55) | 障害者虐待防止に向けた取組〔再掲〕 | 障害者虐待の未然防止及び早期発見、迅速な対応、再発防止等のための体制整備や、関係機関等との連携協力体制の整備等を図ります。 | 福祉保健部 |

施策の柱Ⅳ 理解増進・気運醸成への取組

基本的施策 10 県民等の理解の増進（第 20 条関係）

基本的施策 11 被害者支援を考える月間（第 23 条関係）

基本的施策 12 表彰（第 24 条関係）

基本的施策 10 県民等の理解の増進（第 20 条関係）

<現状と課題>

犯罪被害者等は、地域社会において配慮・尊重され、支えられることで初めて平穏な生活を回復することができ、その上で県民や事業者の理解・協力は不可欠です。しかしながら、SNS等による犯罪被害者等に対するいわれのない誹謗中傷や誤情報を含む情報等がインターネット上に投稿された上、その投稿が安易に拡散され、犯罪被害者等の人格や心情が深く傷付けられる二次的被害も生じるなど、犯罪被害者等への理解は必ずしも十分に浸透しているとは言えない状況にあります。

このような状況を改善するため、被害者支援の必要性や重要性について理解・共感を深め、支援に向けた気運が一層高まるよう、広報・啓発等を効果的に行っていく必要があります。

<施策の方向性>

関係機関・団体等と連携し、インターネットやSNSの普及にも配慮しつつ、様々な機会や媒体を通じて広報啓発活動、教育活動等を行い、一人一人が犯罪被害を自らの問題として捉え、犯罪被害者等の置かれている状況や支援の必要性などについて県民や事業者の理解増進が図られるとともに、二次的被害を防止し、犯罪被害者等を地域社会で孤立させることがないように、必要な施策を推進します。

<具体的施策>

◆県民等全般を対象とするもの

| No. | 施策名 | 施策の概要 | 所管 |
|--------------|-----------------------------|---|-------------|
| 178 (65) | 理解促進に向けた 広報啓発の実施 〔再掲〕 | 犯罪被害者等の現状（生命・身体等直接被害及び周囲の無責任な言動等による二次的被害）や、犯罪被害者支援の必要性及び民間支援団体の意義や支援活動についての周知等を図るため、ウェブサイト・SNS等広報啓発手法や媒体の多様化に努め、効果的な広報啓発を行います。また、被害者支援フォーラムや巡回パネル展、支援従事者への功労者表彰を行うなど、関係機関・団体と連携し、県民や事業者への理解増進に向けた広報啓発の取組を集中的に実施します。 | 総務部 警察本部 |
| 179 | 個人情報の保護に 配慮した情報提供 | 犯罪被害者等の個人情報の保護に十分配慮した上で、ウェブサイト上等に性犯罪を含む身近な犯罪の発生状況を掲載するなどして、地域住民に対し、住民自らが積極的に防犯対策を講ずるきっかけとなるよう、情報提供を行います。 | 警察本部 |
| 180 (163) | 適切な報道発表 〔再掲〕 | 犯罪被害者等の個人情報に関する報道について、プライバシーの保護、被害者の実名を公表することの公益性等の事情を総合的に勘案し、個別具体的な案件ごとに、被害者等の人権や安全に配慮した適切な発表内容となるように配慮します。 | 警察本部 |

◆主に若年層を対象とするもの

| No. | 施策名 | 施策の概要 | 所管 |
|-----|----------------------|---|-------------|
| 181 | 命の大切さを学ぶ教室の開催 | 中学・高校生等を対象に、被害者遺族による講演又は県警犯罪被害者支援室員による被害者遺族の手記朗読やDVD上映することで、命の大切さなどへの理解を深め、被害者の現状や支援の取組等を知ることにより、被害者を思いやる意識の醸成や罪を犯してはならないという規範意識の向上に努めます。 | 総務部 警察本部 |
| 182 | 大学生等への広報活動等の実施 | 県内の大学生等を対象に、犯罪被害者支援に関する広報啓発活動等の参加機会の提供や意見交換等を行うことにより、若年層の意識向上や地域全体の気運醸成を図ります。 | 警察本部 総務部 |
| 183 | 学校における犯罪被害者等支援に関する教育 | 学校における人権教室や非行防止教室、生命の尊さを学び生命を大切にすることの教育等において、犯罪被害者等の現状や犯罪被害者等支援の重要性の理解や、性犯罪・性暴力の加害者・被害者・傍観者にならないための教育に取り組みます。 | 教育庁 |

◆交通事故の被害に関するもの

| No. | 施策名 | 施策の概要 | 所管 |
|-----|-----------------------|---|------|
| 184 | 交通事故の実態等の周知による県民理解の増進 | 交通事故被害者等の手記を含めたパンフレット等を講習会等で配布するほか、事故類型や年齢層別等の交通事故に関する様々なデータを公表することで、交通事故被害者等の置かれた立場や苦しみ、交通事故の惨状等を周知し、犯罪被害者等支援に関する理解の増進を図ります。 | 警察本部 |

◆性被害に関するもの

| No. | 施策名 | 施策の概要 | 所管 |
|---|------------------------|---|-----|
| 185 (29) (51) (58) (72) (121) (139) | 性暴力・性犯罪被害者への支援 〔再掲〕 | 民間支援団体への業務委託により、性暴力・性犯罪被害者に対する一元的・総合的な支援窓口として、相談業務や心身回復支援（医療機関等の紹介、受診時の付添い、医療費補助等）、警察等への付添い、相談員の育成等を行います。また、性暴力・性犯罪に関する相談窓口、全国共通番号（#8891/はやくワンストップ）や電話相談の24時間化などの周知等により、相談につながりやすい体制の充実に努めます。 (実施主体：公益社団法人にいがた被害者支援センター (性暴力被害者支援センターにいがた)) | 総務部 |

◆DV被害に関するもの

| No. | 施策名 | 施策の概要 | 所管 |
|------------------------------|-----------------------|--|-------|
| 186 (56) (84) (169) | DV被害者の支援体制の強化 〔再掲〕 | 「新潟県困難な問題を抱える女性支援及び配偶者等暴力防止・被害者支援基本計画」に基づき、困難な問題を抱える女性支援事業（困難な問題を抱える女性及びDV被害者支援調整会議、研修事業、広報啓発等）、一時保護委託事業、DV被害者等セーフティネット強化支援パイロット事業（民間シェルター等の取組促進）を実施します。 | 福祉保健部 |
| 187 | DV予防に向けた啓発の強化 | DV予防啓発の推進にあたり、特に若年層に対するデートDV予防に重点をおいた啓発を実施することにより、DV予防啓発を強化するとともに、リーフレット等の配布により、DVに関する相談機関の周知を図ります。 | 福祉保健部 |

基本的施策 1 1 被害者支援を考える月間（第 23 条関係）

<現状と課題>

新潟県犯罪被害者等支援条例（令和 3 年 4 月 1 日施行）において、毎年 11 月を本県における「被害者支援を考える月間」と定め、当該期間中、県内各地で広報啓発活動等を行ってまいりましたが、犯罪被害者等支援への理解や関心が十分に浸透していない状況です。

<施策の方向性>

「被害者支援を考える月間」の期間中、市町村、関係機関及び民間企業等と連携し、これまでの取組に加え、県内各地で集中的・効果的に広報啓発活動を展開し、犯罪被害者等支援への理解や関心が県内全域に浸透するよう、必要な施策を推進します。

<具体的施策>

| No. | 施策名 | 施策の概要 | 所管 |
|-----|-------------------------|--|-------------|
| 188 | 巡回パネル展の実施 | 県民を対象に、犯罪被害者等支援条例の概要、犯罪被害者等の現状、民間支援団体の取組等を紹介したパネル展示を、市町村と連携・協力し県内を巡回して実施します。 | 総務部 |
| 189 | 地域で開催される各種イベントや行事等での周知 | 地域で開催される各種イベントや行事等において、犯罪被害者等支援に関するチラシを配布するなど、周知・啓発活動を実施します | 警察本部 |
| 190 | 被害者支援フォーラムの開催 | 県民を対象に、県、県警、公益社団法人にいがた被害者支援センターが共催で被害者支援フォーラムを開催し、犯罪被害者遺族による講演等を行い、県民における犯罪被害者等の現状と犯罪被害者等支援の必要性への理解の促進を図ります。 | 総務部 警察本部 |
| 191 | 被害者支援講演会の開催 | 犯罪被害者等支援に関係する機関・団体等における職員を対象に、犯罪被害者等の現状への理解や犯罪被害者等支援に関する知識をさらに深めるために、犯罪被害者遺族や犯罪被害者等支援に関する有識者等による講演会を実施します。 | 総務部 警察本部 |
| 192 | 県被害者支援連絡協議会定期総会の開催 | 県内における犯罪被害者等支援に関わる機関・団体等を会員とした県被害者支援連絡協議会の総会を開催し、相互の情報共有と連携の強化を図ります。 | 警察本部 |
| 193 | 時期が重なる同種事業と連携した周知・啓発の実施 | より広く、さまざまな機会を捉え県民に周知するため、同時期に重点的に広報を行う犯罪被害者等施策と連携・協力した周知・啓発を実施します。 | 総務部 |

基本的施策 1 2 表彰（第 24 条関係）

<現状と課題>

本県における犯罪被害者等への様々な支援施策を推進する上で、個人や団体等によるボランティア活動や事業者等による社会貢献活動などの取組は不可欠であり、犯罪被害者やご家族にとって、何より大きな支えとなっています。

このような支援従事者等の日々の献身的な活動に対して、心からの敬意を表し、これまでの労苦に報いるとともに、その取組を広く県民に周知することにより、犯罪被害者等支援に関する理解が広がるよう、推進する必要があります。

<施策の方向性>

本県において、長年、犯罪被害者等支援に従事された方々などの功績に敬意を表し、支援従事者等の活動意欲の高揚や支援団体等の知名度・信頼度の向上を図るとともに、犯罪被害者等支援の輪が広がるよう、犯罪被害者等支援の充実に尽力した個人や団体等を知事名で顕彰します。

<具体的施策>

| No. | 施策名 | 施策の概要 | 所管 |
|-----|----------|--|-----|
| 194 | 支援功労者の表彰 | 犯罪被害者等支援に尽力した個人・団体等を知事名で表彰し、これまでの功績に対して敬意を表することにより、支援従事者等の意欲の高揚や知名度の向上を図ります。 併せて、支援功労者の活動内容等を広く県民へ周知することにより、県内全域で被害者支援の輪が広がるよう、ボランティア人材等の確保や犯罪被害者等支援への県民理解の増進を図ります。 | 総務部 |



第2次新潟県犯罪被害者等支援推進計画

令和8年 月

新潟県総務部県民生活課

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1

電話 025-280-5249